

ドイツ
商標法

2018年12月11日法2357により改正

目次

第1部 範囲

第1条 保護される商標及びその他の標章

第2条 他の規定の適用

第2部 商標及び取引上の表示の保護の要件、範囲及び制限、移転及びライセンス

第1章 商標及び取引上の表示、優先権及び先順位

第3条 商標として保護することができる標章

第4条 商標の保護を生ずるもの

第5条 取引上の表示

第6条 優先権及び先順位

第2章 登録による商標保護の要件

第7条 適格

第8条 絶対的拒絶理由

第9条 相対的拒絶理由としての出願商標又は登録商標

第10条 周知商標

第11条 代理人の名義で登録された商標

第12条 使用により取得された商標及び取引上の表示の先順位効果

第13条 その他の先の権利

第3章 保護の範囲、権利の侵害

第14条 商標権者の排他権、差止命令に係る権利、賠償請求

第14a条 税関監督下の商品

第15条 取引上の表示の所有者の排他権、差止命令に係る権利、賠償請求

第16条 出版物における登録商標の複製

第17条 代理人又は代表者に対する請求

第18条 破棄及び回収に係る権利

第19条 情報に係る権利

第19a条 提出及び検査に係る権利

第19b条 賠償請求権の確保

第19c条 判決の公告

第19d条 他の法規に基づく権利

第4章 保護の制限

第20条 消滅

- 第 21 条 権利の喪失
- 第 22 条 後の登録商標の法的有効性を理由とする権利の排除
- 第 23 条 名称及び記述的表示の使用；部品の取引
- 第 24 条 消尽
- 第 25 条 不使用を理由とする請求の排除
- 第 26 条 商標の使用

第 5 章 財産権の対象としての商標

- 第 27 条 移転
- 第 28 条 権利の所有者であることの推定，所有者への送達
- 第 29 条 対物的権利，強制執行による差押，破産手続
- 第 30 条 ライセンス
- 第 31 条 商標出願

第 3 部 商標に関する事項の手続

第 1 章 登録手続

- 第 32 条 出願に関する要件
- 第 33 条 出願日，登録を受ける権利，出願の公開
- 第 34 条 外国出願による優先権
- 第 35 条 博覧会による優先権
- 第 36 条 出願要件の審査
- 第 37 条 絶対的拒絶理由に関する審査
- 第 38 条 早期審査
- 第 39 条 出願の取下げ，限定及び補正
- 第 40 条 出願の分割
- 第 41 条 登録，公告及び商標情報
- 第 42 条 異議申立
- 第 43 条 不十分な使用の抗弁，異議申立についての決定
- 第 44 条 登録の付与を求める訴訟

第 2 章 訂正，分割，保護の期間及び更新

- 第 45 条 登録簿及び公告の訂正
- 第 46 条 登録の分割
- 第 47 条 存続期間及び更新

第 3 章 放棄，取消及び無効手続

- 第 48 条 放棄
- 第 49 条 取消
- 第 50 条 絶対的拒絶理由による無効
- 第 51 条 先の権利の存在を理由とする無効

- 第 52 条 満了及び無効の効果
- 第 53 条 取消事由を理由とするドイツ特許商標庁による取消
- 第 54 条 絶対的拒絶理由によるドイツ特許商標庁における取消手続
- 第 55 条 通常裁判所に対する取消及び無効宣言の手続

第 4 章 ドイツ特許商標庁に対する手続に関する一般規定

- 第 56 条 ドイツ特許商標庁の権限
- 第 57 条 除斥及び忌避
- 第 58 条 鑑定意見
- 第 59 条 事実の調査，聴取される権利
- 第 60 条 調査，聴聞，調書
- 第 61 条 決定，審判請求権に関する情報
- 第 62 条 ファイルの閲覧，登録簿の閲覧
- 第 62a 条 データの保護
- 第 63 条 手続費用
- 第 64 条 不服申立
- 第 64a 条 ドイツ特許商標庁における手続に係る費用の取扱
- 第 65 条 法律上の命令を発する権限
- 第 65a 条 行政協力

第 5 章 連邦特許裁判所における手続

- 第 66 条 審判請求
- 第 67 条 審判部，口頭審理の公開
- 第 68 条 ドイツ特許商標庁長官の関与
- 第 69 条 聴聞
- 第 70 条 審判請求に関する決定
- 第 71 条 審判請求手続の費用
- 第 72 条 除斥及び忌避
- 第 73 条 事実の調査，聴聞の準備
- 第 74 条 証拠調べ
- 第 75 条 召喚
- 第 76 条 聴聞の順序
- 第 77 条 調書
- 第 78 条 証拠の判断；裁判所に聴取される権利
- 第 79 条 決定言渡；決定の送達；理由の記載
- 第 80 条 訂正
- 第 81 条 代理，委任状
- 第 81a 条 法的扶助
- 第 82 条 他の規定の適用，上訴の可能性，ファイルの閲覧

第 6 章 連邦最高裁判所に対する訴訟手続

- 第 83 条 法律審判請求の許可
- 第 84 条 法律審判請求の権利, 法律審判請求の根拠
- 第 85 条 方式要件
- 第 86 条 許容性の審理
- 第 87 条 複数当事者
- 第 88 条 他の規定の準用
- 第 89 条 法律審判請求に関する決定
- 第 89a 条 法律上の聴聞を受ける権利の侵害の場合の救済
- 第 90 条 費用の決定

第 7 章 共通規定

- 第 91 条 権利回復
- 第 91a 条 出願の手続続行
- 第 92 条 真実を述べる義務
- 第 93 条 公用語及び法廷における言語
- 第 93a 条 証人の補償, 鑑定人の報酬
- 第 94 条 送達: 公的認証
- 第 95 条 相互援助
- 第 95a 条 電子的手続, 命令を下す権限
- 第 96 条 国内代理人
- 第 96a 条 過度に長い裁判手続の場合における法的保護

第 4 部 団体標章

- 第 97 条 団体標章
- 第 98 条 所有者資格
- 第 99 条 団体標章としての原産地表示の登録性
- 第 100 条 保護の制限, 使用
- 第 101 条 訴訟を提起する権限, 損害
- 第 102 条 団体標章
- 第 103 条 出願の審査
- 第 104 条 団体標章の規約の修正
- 第 105 条 取消
- 第 106 条 絶対的拒絶理由に基因する無効

第 5 部 証明標章

- 第 106a 条 証明標章
- 第 106b 条 所有者資格及び真正な使用
- 第 106c 条 法的地位; 損害
- 第 106d 条 証明標章の規約
- 第 106e 条 出願の審査
- 第 106f 条 証明標章の規約の修正

第 106g 条 取下げ

第 106h 条 絶対的拒絶理由に基因する無効

第 6 部 マドリッド協定及びマドリッド協定に関する議定書に基づく商標の保護；EU 商標

第 1 章 マドリッド協定に基づく商標の保護

第 107 条 本法の規定の対応する適用；言語

第 108 条 国際登録出願

第 109 条 手数料

第 110 条 登録簿への登録

第 111 条 保護のその後の地域拡張

第 112 条 国際登録の効力

第 113 条 絶対的拒絶理由についての審査

第 114 条 国際登録商標の異議申立

第 115 条 保護の撤回

第 116 条 国際登録商標に基づく異議申立及び国際登録商標に基づく無効宣言申請

第 117 条 不使用に基因する請求の除外

第 118 条 国際登録の移転に対する同意

第 2 章 マドリッド協定に関する議定書に基づく標章の保護

第 119 条 本法の規定の適用，言語

第 120 条 国際登録出願

第 121 条 手数料

第 122 条 ファイルへの記入，登録簿への登録

第 123 条 保護のその後の地域拡張

第 124 条 マドリッド協定に基づく標章の国際登録の効力に関する規定の準用

第 125 条 国際登録の変更

第 3 章 EU 商標

第 125b 条 本法の規定の適用

第 125c 条 後の商標無効の決定

第 125d 条 EU 商標の変更

第 125e 条 EU 商標裁判所，EU 商標訴訟

第 125f 条 委員会への通知

第 125g 条 EU 商標裁判所の地方管轄

第 125h 条 破産手続

第 125i 条 執行条項の発動

第 7 部 原産地表示

第 1 章 原産地表示の保護

第 126 条 原産地表示として保護される名称，表示又は記号

第 127 条 保護の範囲

第 128 条 侵害を理由とする権利

第 129 条 出訴期限

第 2 章 規則(EU)No. 1151/2012 に基づく地理的表示及び原産地表示の保護

第 130 条 ドイツ特許商標庁に対する手続；国内における異議申立

第 131 条 関係国間での異議申立手続

第 132 条 明細の補正申請，取下げ手続

第 133 条 上訴

第 134 条 監督

第 135 条 侵害を理由とする権利

第 136 条 出訴期限

第 3 章 EU 商標

第 137 条 個々の原産地表示の保護に関する詳細な規定

第 138 条 規則(EU)No. 1151/2012 の規定による申請及び異議申立手続に関するその他の規定

第 139 条 規則(EU)No. 1151/2012 に基づく実施規定

第 8 部 標章に関する訴訟の手続

第 140 条 標章に関する訴訟

第 141 条 本法及び不正競争防止法に基づく請求の裁判管轄地

第 142 条 係争中の価額の縮小

第 9 部 刑事罰又は罰金の規定，輸入及び輸出に関する差押

第 1 章 刑事罰又は罰金の規定

第 143 条 罰すべき標章の侵害

第 143a 条 罰すべき EU 商標の侵害

第 144 条 罰すべき原産地表示の使用

第 145 条 行政罰金に関する規定

第 2 章 輸入及び輸出に関する商品の差押

第 146 条 標章に係る権利の侵害の場合における差押

第 147 条 没収，異議申立，差押商品の解放

第 148 条 権限，救済

第 149 条 不当な差押の場合における損害

第 150 条 規則(EU)No. 608/2013 に基づく手続

第 151 条 原産地表示に関するドイツ法に基づく手続

第 10 部 経過規定

- 第 152 条 本法の適用
- 第 153 条 侵害に対する請求の主張の制限
- 第 154 条 対物的権利, 執行, 破産手続
- 第 155 条 ライセンス
- 第 156 条 絶対的拒絶理由を事由とする登録商標の取消
- 第 157 条 優先権の存在に基因する登録商標の取消
- 第 158 条 経過規定
- 第 159 条 存続期間及び更新

第1部 範囲

第1条 保護される商標及びその他の標章

次のものは、本法に基づき保護される。

1. 商標
2. 取引上の表示
3. 原産地表示

第2条 他の規定の適用

本法に基づく商標，取引上の表示及び原産地表示の保護は，これらの標章の保護に関する他の規定の適用を排除するものではない。

第2部 商標及び取引上の表示の保護の要件、範囲及び制限、移転及びライセンス

第1章 商標及び取引上の表示、優先権及び先順位

第3条 商標として保護することができる標章

(1) 如何なる標章も、特に個人名を含む語、図案、文字、数字、音響標章、商品若しくはその包装その他梱包の形状を含む立体形状、色彩及び色彩の組み合わせを含むものであって、ある事業に係る商品又はサービスを他の事業に係る商品又はサービスから識別することができるものは、商標として保護することができる。

(2) 次の形状又はその他の特徴のみからなる標章は、商標として保護することができない。

1. 商品自体の内容に由来するもの
2. 技術的結果を得るために必要なもの、又は
3. 商品に実質的価値を与えるもの

第4条 商標の保護を生ずるもの

次のことは、商標の保護を生ずる。

1. ドイツ特許商標庁に備える登録簿に商標として標章を登録すること
2. 取引において標章を使用すること。ただし、その標章が関係取引業界において商標としての公衆の認識を獲得している場合に限る。又は
3. 産業財産権の保護に関するパリ条約(パリ条約)第6条の2にいう周知商標

第5条 取引上の表示

(1) 会社の標章及び作品の標題は、取引上の表示として保護される。

(2) 会社の標章とは、名称、会社名又は事業又は企業の特別な表示として取引上使用される記号をいう。ある営業を他のものから識別することを意図された営業の標章及びその他の記号であって、関係取引業界において事業の標章とみなされているものは、事業の特別な表示に該当する。

(3) 作品の標題とは、印刷物、映画作品、音楽作品、演劇又はその他これらに相応する作品の名称又は特別な表示をいう。

第6条 優先権及び先順位

(1) 第4条、第5条及び第13条に定める権利が衝突する場合に、それらの何れが優先するかを決定するについて本法における諸権利の先順位が関係するときは、その先順位は次の(2)及び(3)に従って決定される。

(2) 先順位は、出願若しくは登録された商標については出願日(第33条(1))によって又は第34条若しくは第35条に従い優先権が主張されている場合は優先日によって決定される。

(3) 第4条2.、3.、第5条及び第13条にいう権利については、先順位は、それらの権利が獲得された日によって決定される。

(4) 同日のために(2)及び(3)に従い同一の先順位を有する権利は、同等の地位を有し、かつ、互いに他に対して如何なる権利も確立しない。

第2章 登録による商標保護の要件

第7条 適格

次の者は、登録商標及び出願に係る商標権者となることができる。

1. 自然人
2. 法人，又は
3. 権利を取得し義務を負う能力を有するパートナーシップ

第8条 絶対的拒絶理由

(1) 第3条にいう商標として保護を受けることのできる標章であっても、権限のある当局及び公衆が保護対象を明瞭，かつ，明確に判断できるような態様で登録簿に提示することができないものは，登録されない。

(2) 次の商標は登録されない。

1. 商品又はサービスについての識別性を有していない商標
2. 商品若しくはサービスの種類，品質，数量，用途，価格，原産地，生産若しくは提供の時期又はその他の特徴を示すために取引上使用されることがある記号又は表示のみをもって構成された商標
3. 指定する商品又はサービスについて，通用語において又は誠実な，かつ，確立した商慣習において常用されるようになっていた記号又は表示のみをもって構成された商標
4. 特に，商品若しくはサービスの種類，品質又は原産地について，公衆を欺くようなものである商標
5. 公の秩序又は一般に容認された道徳原理に反する商標
6. 国の紋章，旗章若しくはその他の記章又は国内の地方，地域団体若しくはその他の共同体的団体の紋章を含む商標
7. 監督用及び証明用の公の記号及び印章を含む商標
8. 国際政府間機関の紋章，旗章若しくはその他の記章，印章又は表示を含む商標
9. ドイツ法，EU法又はEU若しくはドイツ連邦共和国が加盟国であり，かつ，原産地表示及び地理的表示を保護する国際協定に基づいて登録から除外されるもの
10. EU法又はEUが加盟国であり，かつ，ワインの伝統的名称を保護する役目を果たす国際協定に基づいて登録から除外されるもの
11. EU法又はEUが加盟国であり，かつ，伝統的特産品を保護する役目を果たす国際協定に基づいて登録から除外されるもの
12. ドイツ法，EU法又はEU若しくはドイツ連邦共和国が加盟国である国際協定に従って登録され，植物品種権に関し，かつ，同種又は近縁種に関する以前の品種の名称から構成され又は必須要素において当該名称を複製するもの
13. 公益に関するその他の法令によりその使用を禁止し得ることが明白である商標，又は
14. 不正に出願された商標

(3) 登録に関する決定がなされる前に使用されていたことの結果として，商標の出願に係る商品又はサービスについてその商標自体が識別標章として関係取引業界において確立している場合は，(2)1.，2.及び3.は適用しない。

(4) 商標が(2)6.，7.及び8.に定める商標の模倣を含んでいる場合にも，(2)6.，7.及び8.

は適用される。出願人が(2)6., 7. 及び 8. に定める商標の 1 を商標中に含ませる権限を有する場合は、それが前記商標のうちの他の商標との混同を生ずることがあるときであっても、(2)6., 7. 及び 8. は適用しない。更に、商標の登録出願に係る商品又はサービスが監督用又は証明用の記号又は印章の採用されている商品又はサービスと同一でなく類似もしない場合は、(2)7. は適用しない。また、出願に係る商標が、それと国際政府間機関と間に関係があるものと公衆に偽って示唆するようなものでない場合は、(2)8. は適用しない。

第 9 条 相対的拒絶理由としての出願商標又は登録商標

(1) 次の場合は、商標の登録は取り消すことができる。

1. 当該登録商標が先に出願又は登録された商標と同一であって、当該商標の登録に係る商品又はサービスが先の商標の出願又は登録に係る商品又はサービスと同一である場合
2. 当該登録商標が先に出願又は登録された商標と同一又は類似であり、かつ、両商標によって指定される商品又はサービスが同一又は類似である故に、他の商標との関連性を想起させる虞を含め、公衆の側に混同を生じさせる虞がある場合
3. 当該登録商標が、先に出願又は登録された商標と同一又は類似であって、そのような先の商標の出願又は登録に係る商品又はサービスと類似しない商品又はサービスについて登録されている場合において、先の商標がドイツ連邦共和国において名声を得ており、かつ、正当な理由なく当該登録商標を使用することが名声を得ている商標の識別性又は名声を不当に利用し又は害するものであるとき

(2) 商標出願は、それらが登録された場合にのみ、(1)に基づく取消理由を構成する。

(3) 商品及びサービスは、1957年6月15日の標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定の1977年5月13日付ジュネーブ改正にて確立した分類表(ニース分類)に従って同一の類とみられることのみを理由として、類似であるとはみなされない。商品及びサービスは、ニース分類の相違する類でみられることのみを理由として、非類似であるとはみなされない。

第 10 条 周知商標

(1) 商標が、パリ条約第 6 条の 2 に規定する意味でドイツ連邦共和国において周知の先の商標と同一又は類似のものである場合及び第 9 条(1)1., 2. 又は 3. に基づく追加の要件が満たされている場合は、その商標は登録されない。

(2) 出願人が周知商標権者から出願の許可を得ている場合は、(1)は適用されない。

第 11 条 代理人の名義で登録された商標

商標がその所有者の同意を得ないで所有者の代理人又は代表者の名義で登録された場合は、その商標の登録は取り消すことができる。ただし、当該代理人又は代表者の行為に、正当な理由が存在する場合を除く。

第 12 条 使用により取得された商標及び取引上の表示の先順位効果

登録商標の先順位に関係する日前に、第 4 条 2. にいう商標の権利又は第 5 条にいう取引上の表示の権利を他の者が取得しており、当該人が係る権利に基づきドイツ連邦共和国の全領域において当該登録商標の使用を差し止める権限を有するときは、当該商標の登録は取り消す

ことができる。

第 13 条 その他の先の権利

(1) 登録商標の先順位に関係する日前に、第 9 条から第 12 条までに定める権利以外の権利を他の者が取得した場合であって、当該人がドイツ連邦共和国の全領域において当該登録商標の使用を差し止める権限を有するときは、当該商標の登録は取り消すことができる。

(2) (1)にいう他の権利には、特に、次の権利が含まれる。

1. 名称に対する権利
2. 個人の肖像権
3. 著作権
4. 植物の品種名
5. 原産地表示
6. 他の産業財産権

第3章 保護の範囲，権利の侵害

第14条 商標権者の排他権，差止命令に係る権利，賠償請求

(1) 第4条に準拠する商標保護の取得は，商標権者に排他権を付与する。

(2) 第三者は，商標権者の同意を得ないで，商品又はサービスに関して，次に掲げる何れかを業として使用することを禁止される。

1. 保護を享受する商品又はサービスと同一の商品又はサービスに関して，当該商標と同一の標章
2. 標章が，商標と同一又は類似しており，かつ，商標の対象である商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに関して使用されて，当該標章と商標との関連を連想する虞を含む，公衆に混同を生じる虞が存在する場合の当該標章，又は
3. 商品又はサービスについて，その商標と同一の又は類似する標章を使用すること。ただし，当該商標がドイツにおいて名声を得ている商標であり，かつ，正当な理由なしにその標章を使用することが，当該名声を得ている商標の識別性又は名声を不当に利用することになるか又は害することになる場合に限る。

商品又はサービスは，それらが，ニース分類において確立された分類表に従って同一の類とみられることのみを理由として，類似であるとはみなされない。商品及びサービスは，ニース分類の相違する類でみられることのみを理由として，非類似であるとはみなされない。

(3) (2)の条件が満たされる場合は，特に，次に掲げることが禁止される。

1. 商品又はその包装若しくは梱包に当該標章を付すること
2. 当該標章の下で商品の提供を申し出ること，当該商品を販売すること又は当該商品をこれらの目的で所持すること
3. 当該標章の下でサービスを申し出又は提供すること
4. 当該標章の下で商品を輸入又は輸出すること
5. 商号若しくは取引上の表示又は商号若しくは取引上の表示の一部としての標章
6. 営業書類又は広告における標章
7. 誤認の招来及び比較広告行為に関する 2006 年 12 月 12 日の欧州議会及び理事会の指令 2006/114/EC に反する態様での比較広告における標章

(4) 更に第三者が，商標権者の許可なしに，業として

1. 当該商標と同一又は類似の標章を包装若しくは梱包又はラベル，付け札若しくは記章の識別手段に付すること，
2. 当該商標と同一又は類似の標章が付された包装，梱包又は識別手段の提供の申出，販売又はこれらの目的で所持すること，又は
3. 当該商標と同一又は類似の標章が付された包装，梱包又は識別手段を輸入若しくは輸出することは，

そのような包装若しくは梱包が，(2)及び(3)に基づいて第三者が当該標章を使用することを禁止されている商品若しくはサービスの包装若しくは梱包に使用され又は識別手段に係る商品若しくはサービスの識別のために使用される虞が存在する場合には，禁止される。

(5) 商標権者は，(2)から(4)までに違反して標章を使用する者に対し，その使用の反復の虞があることを条件として，その使用を差し控えるよう要求することができる。また，最初に違反が生じる虞がある場合も，係る権利を有する。

(6) 故意又は過失により侵害行為をなす者は、侵害行為により被った損害について商標権者に賠償する責を負う。賠償額の査定に当たっては、権利の侵害により侵害者が得た利益も考慮に入れることができる。賠償請求額は、侵害者が当該商標を使用する許可を得ていたならば適正な報酬として支払っていたであろう額に基づいて計算することもできる。

(7) 侵害行為が事業営業において従業者又は代理人によりなされた場合は、差止命令に係る権利及び当該従業者又は代理人が故意に又は過失により行動した限りにおける賠償請求権は、当該営業の所有者に対しても主張することができる。

第 14a 条 税関監督下の商品

(1) 商標又は取引上の表示の所有者は、第三者に対して、商品をドイツ連邦共和国の領域で自由に流通にさせることなく、業として当該領域内へ持ち込むことを禁止する権限を付与される。ただし、商品が、当該商品の包装も含めて、第三国に源を発し、かつ、同意なしで、そのような商品に対して登録された商標若しくは取引上の表示と同一又は本質面で当該商標又は取引上の表示と明確には区別できない商標又は取引上の表示を付しているものである場合に限る。

(2) (1)の商標又は取引上の表示の所有者への権限付与は、税関当局による知的財産権行使及び理事会規則(EC)No. 1383/2003 の廃止に関する 2013 年 6 月 12 日の欧州議会及び理事会規則(EU)No. 608/2013 に準拠して開始された手続であって、登録商標又は取引上の表示が侵害されているか否かについて判断するための手続において、当該登録商標又は取引上の表示の所有者が最終仕向国内での商品の販売を禁止する権限を付与されていないことを税関申告者又は商品の所有者が立証する場合には、停止する。

第 15 条 取引上の表示の所有者の排他権、差止命令に係る権利、賠償請求

(1) 取引上の表示の保護を取得することにより、その所有者に排他権が与えられる。

(2) 第三者は、保護されている表示との混同を生じさせる虞がある方法で取引上の表示又は類似の記号を許可なく業として使用することを禁止される。

(3) 取引上の表示がドイツにおいて名声を得ているものである場合においては、(2)にいう混同の虞がないときも、正当な理由なく当該記号を使用することがその取引上の表示の識別性又は名声を不当に利用し又は害するものである場合に限り、第三者は、当該取引上の表示又は類似の記号を業として使用すること禁止される。

(4) 取引上の表示の所有者は、(2)又は(3)に違反して取引上の表示又は類似の記号を使用する者に対して、反復の虞があることを条件として、その使用を差し控えるよう要求することができる。この権利は、違反の虞がある場合にも存在する。

(5) 故意又は過失により侵害行為をした者は、それにより被った損害について取引上の表示の所有者に賠償する責を負う。第 14 条(6)第 2 文及び第 3 文を適用する。

(6) 第 14 条(7)を適用する。

第 16 条 出版物における登録商標の複製

(1) 辞書、百科事典又はこれらと類似の出版物における登録商標の複製が、当該商標がその登録に係る商品又はサービスについての普通名称であるとの印象を与える場合は、当該商標権者は、その商標の複製と共にそれが登録商標である旨の表示を加えることをそれら出版物

の発行者に要求することができる。

(2) 当該出版物が既に発行されている場合は、係る要求は、(1)に規定する表示を当該出版物の次版から付すよう求めることに制限される。

(3) 出版物が電子データベースの形で販売される場合又は出版物を含む電子データベースにアクセスが認められる場合は、(1)及び(2)を適用する。

第 17 条 代理人又は代表者に対する請求

(1) 第 11 条に違反し、商標がその所有者の許可を得ないでその所有者の代理人又は代表者の名義で出願又は登録された場合は、商標権者は、その代理人又は代表者に対して、商標の出願又は登録により与えられる権利を移転するよう要求することができる。

(2) 第 11 条に違反して、商標がその所有者の代理人又は代表者の名義で登録された場合は、商標権者は、自己が許可を与えている場合を除いて、その代理人又は代表者が第 14 条により商標を使用することを差し止めることができる。代理人又は代表者が故意又は過失により係る侵害行為をした場合は、それにより被った損害について商標権者に賠償する責を負う。第 14 条(7)を適用する。

(3) (1)及び(2)は、代理人又は代表者の行為を正当化する根拠が存在する場合には、適用しない。

第 18 条 破棄及び回収に係る権利

(1) 商標又は取引上の表示の所有者は、第 14 条、第 15 条及び第 17 条に該当する場合において、侵害者に対し、侵害者が所有又は保有している商品であって不法に表示されているものの破棄を要求することができる。侵害者が保有する部品又は装置であって、主として不法表示する当該商品のために用いられていたものに第 1 文を適用する。

(2) 商標又は取引上の表示の所有者は、第 14 条、第 15 条及び第 17 条に該当する場合において、侵害者に対し、不法に表示された商品を回収するよう又は今後一切販売しないよう要求することができる。

(3) (1)及び(2)に基づく権利は、係る要求が個別の場合において釣合を失しているときは、適用しない。釣合を吟味するときは、第三者の正当な権利も考慮する。

第 19 条 情報に係る権利

(1) 第 14 条、第 15 条及び第 17 条が該当する場合において、商標又は取引上の表示の所有者は、不法に表示された商品又はサービスの出所及び販路について直ちに通知するよう侵害者に要求することができる。

(2) 権利の明白な侵害の場合又は商標若しくは取引上の表示の所有者が侵害者に対して訴訟を提起した場合は、当該権利は、(1)に拘らず、商業規模で

1. 権利侵害商品を所有していた者、
2. 権利侵害サービスを提供した者、
3. 権利侵害活動に使用されたサービスを提供した者、又は
4. 1., 2. 又は 3. に掲げる者の陳述により当該商品の生産、製造又は商業化若しくは係るサービスの提供に関与した者に対しても、当該者が民事訴訟法第 383 条から第 385 条までに基づき侵害者に対する審理において証言することを拒絶する権利を有する場合を除いて、適用

する。第 1 文に基づく権利が裁判所において主張されている場合は、裁判所は、請求に基づき、侵害者に対して係属中の法的紛争を、情報に係る権利に関して係属している法的争いの完了まで停止することができる。情報提供を義務付けられている者は、情報提供のために必要な経費の補償を被害者に要求することができる。

(3) 陳述することを義務付けられている当事者は、次に掲げる事項に関して情報を提供しなければならない。

1. 当該商品又はサービスの製造者、供給者及びその他の以前の所有者並びにこれらの受取先として意図された商業的購入者及び販売所の名称及び宛先

2. 製造、配達、受領又は発注された商品の数量及び当該商品又はサービスに支払われた価格

(4) 個別の場合において請求が釣合を失しているときは、(1)及び(2)に基づく権利は認められない。

(5) 情報提供を義務付けられた者が、故意又は重大な過失により不正確又は不十分な情報を提供した場合は、当該人は、それにより被った損害について商標又は取引上の表示の所有者に賠償する義務を負う。

(6) (1)又は(2)に基づいて義務付けられることなく真実の情報を提供した者は、当該情報を提供する義務を負っていないことを知っていた場合にのみ、第三者に対して責任を負う。

(7) 明白な権利侵害の場合において、情報提供の義務は、民事訴訟法第 935 条から第 945 条までに基づく差止命令により命じることができる。

(8) その情報は、情報の提供前になされた違法行為に関しては、情報提供を義務付けられた当事者又は刑事訴訟法第 52 条(1)に定める親族に対する刑事手続又は行政犯法に基づく手続において、情報提供を義務付けられた当事者の同意を得てのみ用いることができる。

(9) その情報が流通データ(電気通信法第 3 条第 30 号)を用いてのみ提供される場合においてその提供を受けるためには、係る流通データの使用許可に関して被害者が請求する事前の司法命令を必要とする。地方裁判所であって、情報提供を義務付けられている当事者がその区域内に居所、事業所又は支所を有するものは、論争の価値の如何に拘らず、当該命令の発令について排他的管轄権を有する。決定は、民事部が下す。家族事項及び管轄問題のない事項の手続に関する法律に含まれる規定を当該手続に準用する。司法聴聞の費用は、被害者が負う。地域裁判所の決定に対しては、上訴が認められる。上訴は、2 週間以内に提起しなければならない。他の点に関しては、個人データの保護に関する規定は影響を受けない。

(10) (2)と(9)との結合により、電気通信のプライバシー基本権(基本法第 10 条)が制限される。

第 19a 条 提出及び検査に係る権利

(1) 第 14 条、第 15 条及び第 17 条に基づき権利侵害について十分な蓋然性がある場合において、それが自己の権利を立証するのに必要なときは、商標又は取引上の表示の所有者は、推定侵害者に対し、その者が自由にできる書類を提出するよう又はその者が自由にできる物品の検査を許容するよう要求することができる。権利侵害が商業的規模でなされたとの十分な蓋然性がある場合は、当該権利には、銀行、金融又は取引に係る書類の提出も含まれる。推定侵害者がそれが秘密情報である旨を主張する場合は、裁判所は、当該個別の場合に要する保護を提供するために必要な措置をとる。

(2) (1)に基づく権利は、当該個別の場合において釣合を失う場合は適用しない。

(3) 書類を提出するか又は物品の検査を許容する義務は、民事訴訟法第 935 条から第 945 条までに基づく差止命令により命じることができる。裁判所は、秘密情報の保護を保証するために必要な措置をとる。このことは、相手方の事前聴聞なしに差止命令が発令される場合に適用する。

(4) 第 19 条(8)のほか、民法第 811 条を準用する。

(5) 何らの侵害もなされず、その虞もなかった場合は、推定侵害者は、(1)に基づいて提出又は検査を請求した当事者から、当該請求の結果として被った損害について補償を要求することができる。

第 19b 条 賠償請求権の確保

(1) 商標又は取引上の表示の所有者は、また、第 14 条(6)、第 15 条(5)及び第 17 条(2)第 2 文に該当する場合において商業的規模でなされた権利侵害があったときは、侵害者に対し、銀行、金融若しくは取引に係る書類を提出するよう又は係る書類であって侵害者の自由にできるもの及び係る提出がないときは賠償請求権の達成が疑わしい場合に賠償請求権を主張する上で必要なものの適切な利用を許容するよう要求することもできる。それが秘密情報である旨を侵害者が主張するときは、裁判所は、個別の場合に必要とされる保護を保証するために必要な措置をとる。

(2) (1)に基づく権利は、請求が個別の場合に釣合を失っているときは認めない。

(3) 賠償を受ける権利が明白である場合は、(1)にいう書類を提出する義務は、民事訴訟法第 935 条から第 945 条までに基づく差止命令により命じることができる。裁判所は、秘密情報の保護を保証するために必要な措置をとる。このことは、相手方の事前の聴聞なしに差止命令が発令される場合に適用する。

(4) 民事訴訟法第 811 条及び本法第 19 条(8)を準用する。

第 19c 条 判決の公告

本法に基づいて訴訟が提起された場合は、敗訴当事者の費用において判決を公告する権限を、それが正当な権利を示すことを条件として、判決での勝訴当事者に与えることができる。公告の内容及び範囲は、判決において定める。この権限は、判決の確定効力が生じてから 3 月以内に行使されなかった場合は消滅する。第 1 文に基づく裁判官の付随意見は、暫定的なものとして執行可能でない。

第 19d 条 他の法規に基づく権利

他の法規に基づく権利は、影響を受けない。

第4章 保護の制限

第20条 消滅

民法第1巻第5章の規定を第14条から第19c条までにいう権利の消滅に準用する。有責者が、権利者の費用において侵害により何かを取得した場合は、民法第852条を準用する。

第21条 権利の喪失

(1) 商標又は取引上の表示の所有者は、後に登録された商標が使用されていることを知りながら、その使用を継続して5年間黙認していた場合は、その商標が登録されている商品又はサービスについてその登録商標の使用を差し止めることができない。ただし、後の商標が不正で出願されたものである場合は、この限りでない。

(2) 商標又は取引上の表示の所有者は、第4条2.又は3.に該当する商標の使用、取引上の表示の使用又は第13条に該当するその他の後の権利の使用を知りながら、係る使用を継続して5年間黙認していた場合はその権利の行使を差し止めることができない。ただし、これら後の権利の所有者が不正で取得したものである場合は、この限りでない。

(3) (1)及び(2)に規定する場合、後の権利の所有者は、先の権利の行使を差し止める権利は有さない。

(4) (1)から(3)までは、権利の喪失に関する一般原則の適用には影響を及ぼさない。

第22条 後の登録商標の法的有効性を理由とする権利の排除

(1) 後に登録された商標の無効宣言が次の理由により拒絶され又は棄却されうる場合は、商標又は取引上の表示の所有者は、係る後の商標が登録されている商品又はサービスについて後の登録商標の使用を差し止めることができない。

1. 後の登録商標の先順位の関係日に、先の商標又は先の取引上の表示が、第9条(1)3.、第14条(2)3.又は第15条(3)に規定される名声を未だ得ていなかったこと(第51条(3))

2. 先の商標の登録が、後の登録商標の公告日に、取下げ又は絶対的拒絶理由のために取消し又は無効とされるべきものであったこと(第51条(4))

3. 後の登録商標の先順位の関係日に、第9条(1)2.、第14条(2)2.又は第15条(2)にいう混同を生じる虞が存在しないこと

(2) (1)に該当する場合、後の商標権者は、先の商標又は先の取引上の表示の使用を差し止める権利を有さない。

第23条 名称及び記述的表示の使用；部品の取引

(1) 商標又は取引上の表示の所有者が、第三者に対して、業として以下を使用することを禁止できない。

1. 第三者が自然人である場合には、当該第三者の名称又は宛先

2. 識別性を有していない商標又は取引上の表示と同一又は類似の標章又は特に、商品又はサービスの種類、質、用途、価格、原産地又は生産若しくは提供の時期のような商品又はサービスの特徴又は品質の表示と同一又は類似の標章、又は

3. 商標権者の商品又はサービスとして当該商品又はサービスを識別する又は言及することを目的とする商標又は取引上の表示であって、特に、商標の使用が商品の仕向地の表示とし

て又は付属品若しくは部品として必要な場合

(2) (1)は、第三者による使用が取引又は商業における公正な慣習に従っている場合にのみ、適用する。

第24条 消尽

(1) 商標又は取引上の表示の所有者は、ドイツ連邦共和国において、EUの構成国である他の国において又は欧州経済領域に関する条約の締約国である他の国において、当該商標又は取引上の表示の下にその所有者自ら又はその同意により市場に出された商品については、当該商標又は取引上の表示を使用することを差し止めることができない。

(2) 商標又は取引上の表示の所有者が、上記のような商品を更なる商取引の対象とすることに異議を唱える正当な理由がある場合、特に、それら商品が一旦市場に出された後に商品の状態に変更若しくは劣化が生じている場合は、(1)は適用しない。

第25条 不使用を理由とする請求の排除

(1) 商標権者は、請求が為された日以前の5年以内に、当該商標が、請求の裏付において依拠する商品又はサービスについて第26条に準拠して使用されていない場合には、第三者に対して第14条及び第18条から第19c条までにいう請求を為すことができない。ただし、当該日に、当該商標に対する異議申立が少なくとも5年間可能でなかった場合に限る。

(2) 第14条、第18条から第19c条までにいう請求が登録商標の侵害訴訟により為されている場合には、原告は、被告による反論に応じて、当該商標が、当該請求の裏付において依拠する商品又はサービスについて訴訟の提起前の5年以内に第26条に準拠して使用されていたこと又は不使用に正当な理由が存在していることを立証しなければならない。ただし、当該訴訟が提起された時点で、商標に対する異議申立が少なくとも5年間可能でなかった場合に限る。訴訟の提起後に5年の不使用期間が満了する場合は、原告は、被告による反論時に、当該商標が口頭審理の終結前の5年以内に、第26条に準拠して使用されていること又は不使用に正当な理由が存在していたことを立証しなければならない。使用が立証された商品又はサービスのみが決定にあたって検討される。

第26条 商標の使用

(1) 登録商標に基づく請求や登録の維持が商標の使用に依存する限りにおいて、商標権者は、当該商標を、登録商標の対象である商品又はサービスに関してドイツ連邦共和国において真に使用していなければならない。ただし、不使用について正当な理由がある場合は、この限りでない。

(2) 所有者の同意を得た商標の使用は、所有者による使用とみなされる。

(3) 使用された形態における商標が商標権者の名義で登録されているか否かに拘らず、登録商標の使用は、登録から逸脱する形態での商標の使用も含む。ただし、その逸脱が、当該商標の識別性を変更しないことを条件とする。

(4) 商品の輸出目的のためにのみドイツ連邦共和国において商品、その梱包又は包装に商標を付すことも、ドイツ連邦共和国内における商標の使用とみなす。

(5) 異議申立が既に可能でなくなった日から5年以内に使用が要求される限りでは、異議申立手続を終了する決定が最終的なものとなった日又は異議申立が取り消された日が、登録に

対する異議申立が提出された場合における異議申立期間の満了日と置き替えられる。

第5章 財産権の対象としての商標

第27条 移転

(1) 商標の登録、使用又は周知性により与えられる権利は、その商標が保護されている商品又はサービスの一部若しくは全部に関して他の者に移転又は譲渡することができる。

(2) 商標が事業又は事業の一部によって保持される時、商標の登録、使用又は周知性によって設定される権利は、不確かな場合には、当該商標が属する当該事業又は当該事業の一部の移転又は譲渡によって保護される。このことは、事業又は事業の一部を移転するための法的義務に適用する。

(3) 商標の登録により与えられる権利の移転は、その移転がドイツ特許商標庁に対し立証された場合は、関係当事者の1の請求により、登録簿に登録される。

(4) 権利の移転が商標の登録に係る商品又はサービスの一部のみに関係するものである場合は、登録の分割に関する規定が、第46条(2)及び(3)第1文及び第2文を除いて適用される。

第28条 権利の所有者であることの推定、所有者への送達

(1) 所有者として登録簿に登録された者は、商標の登録から生じる権利を有するものと推定される。

(2) 商標の登録から生じた権利が他人に移転され又は引き渡された場合は、承継人は、ドイツ特許商標庁での手続、連邦特許裁判所での審判請求手続又は連邦最高裁判所での法律問題審判請求手続において、移転の登録請求をドイツ特許商標庁が受領した時からのみ、その商標の保護に係る権利及び登録から生じた権利を主張することができる。第1文は、商標権者が関与するドイツ特許商標庁におけるその他の手続、連邦特許裁判所における審判請求手続又は連邦最高裁判所における法律問題審判請求手続に準用する。承継人が第1文又は第2文にいう手続をとる場合は、当該手続に対する相手方の同意を必要としない。

(3) 商標権者に送達することが必要なドイツ特許商標庁の命令および決定は、所有者として登録されている者に送達する。ドイツ特許商標庁が移転の登録請求を受領した場合は、第1文にいう命令及び決定を承継人にも送達する。

第29条 対物的権利、強制執行による差押、破産手続

(1) 商標の登録、使用又は周知性により与えられる権利は、

1. 担保に供し若しくは他の対物的権利の対象とすることができ、又は
2. 強制執行により差し押さえることができる。

(2) (1)1.に規定する権利又は(1)2.に規定する処置は、それらが商標の登録により与えられる権利に係る場合であって、ドイツ特許商標庁に対し立証されたときには、当事者の1による請求に基づき登録簿に登録される。

(3) 商標の登録により与えられる権利が破産手続に含まれている場合は、破産管財人又は破産裁判所の請求により、その旨登録簿に登録される。自己財産管理(破産法第270条)に関しては、管理者は破産管財人の代わりに行為する。

第30条 ライセンス

(1) 商標の登録、使用又は周知性により与えられる権利は、商標が保護されている商品又は

サービスの一部又は全部について及びドイツ連邦共和国の全域又は一部地域について排他的若しくは非排他的ライセンスの対象とすることができる。

(2) 商標権者は、次の事項に関して、そのライセンス契約の規定に違反するライセンシーに対し、当該商標に基づく権利を主張することができる。

1. ライセンスの期間
2. 商標を使用することができる登録による形態
3. ライセンスが与えられる商品又はサービスの種類
4. 商標を使用することができる地域、又は
5. ライセンシーが製造する商品又は提供するサービスの品質

(3) ライセンシーは、商標権者が同意した場合に限り、商標の侵害に対する訴訟を提起することができる。第1文に反して、排他的ライセンスの所有者は、商標の侵害に対する訴訟を提起することができる。ただし、当該商標権者が、排他的ライセンスの所有者からそのように為すことを公式に請求された後で、合理的な期間内に、商標の侵害に対する訴訟を自身で提起していない場合に限る。

(4) 何れのライセンシーも、自己が被った損害について賠償を受けるために、商標権者によって提起された侵害訴訟に参加することができる。

(5) 第27条に基づく権利の移転又は(1)に基づくライセンスの付与は、それ以前に第三者に与えられているライセンスに影響を及ぼさない。

(6) 商標権者又はライセンシーの請求時に、ドイツ特許商標庁は、その他の当事者が同意を示す場合には、ライセンスの付与を登録簿へ記入する。同様のことが、登録ライセンスの訂正に適用される。登録は、商標権者又はライセンシーの請求により、取り消される。商標権者による取消請求は、登録時点で指定されたライセンシー又はその法的承継人による同意の証明を必要とする。

第31条 商標出願

第27条から第30条までは、商標出願によって与えられる権利に適用する。

第3部 商標に関する事項の手続

第1章 登録手続

第32条 出願に関する要件

(1) 登録簿に商標を記載するべき旨の出願は、ドイツ特許商標庁に提出する。出願は、特許情報センターを通じても提出することができるが、それは、連邦法公報における連邦司法消費者保護省の告示により、同センターが商標出願を受理する機関として指定されることを条件とする。

(2) 出願には、次に掲げるものを含めなければならない。

1. 登録出願書
2. 出願人の身元の確立を可能にする情報
3. 第8条(1)に準拠する拒絶理由を受けない商標の表示、及び
4. 登録を求める商品又はサービスの一覧

(3) 出願は、第65条(1)2.に基づく法令に定める他の出願要件を満たさなければならない。

第33条 出願日、登録を受ける権利、出願の公開

(1) 商標の出願日は、出願人が第32条(2)に準拠する情報とともにドイツ特許商標庁へ出願を提出する日とする。商標出願を受領するために連邦法公報における連邦司法消費者保護省の告示により指定された特許情報センターにおける出願書類の受領は、ドイツ特許商標庁による受領とみなされる。

(2) 出願日が確立された商標の出願は、登録を受ける権利を有する。登録出願は、出願要件が満たされていない場合か又は絶対的拒絶理由により登録が拒否される場合を除いては、認められる。

(3) 第32条(2)の要件を満たす商標出願は、出願人の身元を証明できる表示と共に公告される。

第34条 外国出願による優先権

(1) 先の外国出願に基づく優先権の主張は、パリ条約に基づく優先権がサービスについても主張できることを条件として、国際協定の規定によって決定される。

(2) 優先権の承認に関する国際協定によって拘束されない国に先の外国出願がされた場合は、連邦司法消費者保護省による連邦法律官報での告示後に、当該外国が、必要条件及び内容においてパリ条約に基づく優先権に相応する優先権を、ドイツ特許商標庁にした先の出願に対して与えている場合に限って、出願人はパリ条約に基づくものに相応する優先権を主張することができる。

(3) (1)又は(2)に基づき優先権を主張する者は、出願日から2月以内に先の出願の日付及び国を示さなければならない。出願人がこれらの細目を提供した場合は、ドイツ特許商標庁は、出願人に通知を出し、その通知から2月以内に、先の出願の番号及びその出願書類の写しを提出するよう求める。提供された細目は、これらの期間内に修正することができる。細目が相応の期間内に提供されない場合は、その出願についての優先権主張は失効する。

第 35 条 博覧会による優先権

(1) 商標出願人が、出願対象の商標に基づく商品又はサービスを、

1. 公式又は公認の国際博覧会において、1928 年 11 月 22 日パリで調印された国際博覧会に関する条約の条件内に、又は

2. 他の国内又は外国の博覧会において、

展示した場合は、当該人は、出願対象の商標に基づく商品又はサービスの最初の展示日から 6 月の期間内に出願することを条件として、その日から第 34 条に規定する優先権を主張することができる。

(2) (1)1. に指定する博覧会は、連邦司法消費者保護省が連邦官報においてこれを公告する。

(3) (1)2. に従う博覧会は、連邦司法消費者保護省が個別に決定し、連邦官報においてこれを公告する。

(4) (1)に基づき優先権を主張する者は、出願日から 2 月以内に、商標の最初の展示の日及びその博覧会を示さなければならない。出願人がこれらの細目を提供した場合は、ドイツ特許商標庁は出願人に通知を出し、その通知から 2 月以内に、出願に係る商標の下に商品又はサービスが展示されたことを立証する証拠を提出するよう求める。証拠が相応の期間内に提供されない場合は、その出願についての優先権主張は失効する。

(5) (1)に基づく博覧会による優先権は、第 34 条に規定する優先権の期間を延長できない。

第 36 条 出願要件の審査

(1) ドイツ特許商標庁は、次に掲げる事項について審査する。

1. 商標出願が、第 33 条(1)に基づき出願日の付与に係る要件を満たしているか否か

2. 出願がその他の出願要件を満たしているか否か

3. 十分な額の手数料が納付されているか否か

4. 出願人が第 7 条にいう商標権者となり得る者であるか否か

(2) (1)1. に準拠して確認された出願における欠点がドイツ特許商標庁が定める期間内には是正されない場合には、当該出願は取り消されたとみなされる。確認された欠点が期限内には是正された場合には、出願日は、当該欠点が是正された日であるとされる。

(3) 分類手数料がドイツ特許商標庁が定める期間内に納付されないか若しくは十分な額で納付されない場合又は出願人が、納付された手数料の額がどの商品若しくはサービスの類を対象としているかを特定していない場合は、先ず、主な類、次いでその他の類、次いでその他の副類が、分類の順序で考慮される。その他の点に関しては、出願は取り下げられたものとみなす。

(4) ドイツ特許商標庁が定める期間内に他の欠陥が是正されない場合は、ドイツ特許商標庁は出願を拒絶する。

(5) 出願人が第 7 条にいう商標権者になり得る者でない場合は、ドイツ特許商標庁は出願を拒絶する。

第 37 条 絶対的拒絶理由に関する審査

(1) 第 3 条、第 8 条又は第 10 条に基づき、商標が登録適格を有していない場合は、出願は拒絶される。

(2) 出願日(第 33 条(1))においては商標が第 8 条(2)1., 2. 又は 3. の要件を満たしていない

が、拒絶理由が出願日後に消滅したことが審査により明らかになった場合は、出願は拒絶されない。ただし、本来の出願日及び第 34 条又は第 35 条に基づき主張された優先権に関係なく、拒絶理由の消滅した日が、出願日とみなされ、かつ、第 6 条(2)にいう先順位を決定するための決め手になるということに、出願人が同意した場合に限る。

(3) 第 8 条(2)4. 又は 14. に該当する出願は、誤認若しくは不正が明白な場合にのみ拒絶される。

(4) 出願は、先の商標の周知性がドイツ特許商標庁に知られている場合及び第 9 条(1)1. 又は 2. に基づくその他の前提条件が満たされている場合にのみ、第 10 条に基づき拒絶される。

(5) (1)から(4)までは、商標がその出願に係る商品又はサービスの一部のみについて登録適格を有していない場合に、適用する。

(6) 自然人又は法人並びに製造業者、生産者、サービス提供者、商取引業者及び消費者の団体は、商標が登録されるべきでない理由について説明した意見書を、商標の登録前に、ドイツ特許商標庁へ提出することができる。人及び団体は、団体標章又は証明標章の出願が拒絶されるべきである理由について説明した意見書も、ドイツ特許商標庁へ提出することができる。当該人及び団体は、ドイツ特許商標庁における手続に関与しない。

第 38 条 早期審査

第 36 条及び第 37 条に基づく審査は、出願人の請求がある場合は、早期に行われる。

第 39 条 出願の取下げ、限定及び補正

(1) 出願人は、いつでも出願を取り下げ又は出願に含まれる商品若しくはサービスの一覧を限定することができる。

(2) 出願の内容は、出願人の請求に基づき、用語若しくは印字上の誤り又はその他の明白な誤謬を補正することによって修正することができる。

第 40 条 出願の分割

(1) 出願人は、商標出願が、今後、分割宣言に掲げる商品又はサービスについて、分割出願として引き続き処理されるべき旨を宣言することにより、出願を分割することができる。もとの出願の順位は、各分割出願について維持される。

(2) 分割手続に関する、特許費用法による手数料が、分割宣言の受領から 3 月以内に納付されない場合には、新たな出願は取り下げられたものとみなされる。分割宣言は取り消すことができない。

第 41 条 登録、公告及び商標情報

(1) 出願された商標は、その出願が登録要件を満たしており、かつ、第 37 条の規定に従って拒絶されていない場合は、登録簿に登録される。

(2) 登録については、公告が行われる。公告は電子的方式で行うことができる。

(3) 商標情報に関する上記以外の手続又は使用のために、ドイツ特許商標庁は登録簿に登録された情報を第三者に対し電子的形態で伝えることができる。閲覧が第 62 条(4)の規定により排除されている場合は、その情報は伝達されない。

第 42 条 異議申立

(1) 登録商標に対する異議申立は、第 41 条(2)に準拠する商標の登録の公告日から 3 月以内に、先の優先権を伴う商標又は取引上の表示の所有者によって提出することができる。当該期間内に、登録商標に対する異議申立は、先の優先権を伴う保護された原産地表示又は保護された地理的表示に基づく権利を主張する権限を有する者によっても提出することができる。

(2) 異議申立においては、次に掲げる事項の何れかを理由としてその商標の取消しを申し立てることができる。

1. 第 9 条にいう先の順位を伴って出願又は登録された商標
2. 第 9 条との関係で第 10 条にいう先の順位を伴う周知標章
3. 第 11 条にいう商標権者の代理人の名義での登録
4. 第 4 条 2. にいう先の順位を伴って登録されていない商標又は第 12 条との関係で第 5 条に基づく先の順位を伴う取引上の表示
5. 第 13 条に関連する先の優先権を伴う原産地表示又は地理的表示

(3) 異議申立は、1 の先の権利又は複数の先の権利に基づいて提出することができる。ただし、これらの権利が同一の所有者に属する場合に限る。

(4) 異議申立手続の当事者らは、両当事者の請求により、和解に到る少なくとも 2 月の期間を与えられる。

第 43 条 不十分な使用の抗弁、異議申立についての決定

(1) 異議申立が先の優先権を伴う商標権者によって提出されている場合、異議申立人が不使用に係る異議を提起されたときは、商標が、異議申立の対象たる商標の提出日又は優先日より前の 5 年以内に、第 26 条に準拠して使用されていることを証明しなければならない。ただし、当該日において、異議申立が少なくとも 5 年間可能でなかった場合に限る。証明は、宣誓書によって提出することができる。使用が証明されている商品又はサービスのみが決定にあたって検討される。

(2) 異議の審査において、商標がその登録に係る商品又はサービスの一部又は全部について取り消されるべきことが明らかになった場合は、その登録は全部又は一部について取り消される。商標の登録を取り消すことができない場合は、異議の申立は棄却される。

(3) 登録商標が 2 以上の先の商標のため取り消されるべきである場合は、商標の登録に関する 1 の決定が確定するまで、それ以上の異議申立に関する手続は一時停止することができる。

(4) (2)による取消の場合には、第 52 条(2)及び(3)を適用する。

第 44 条 登録の付与を求める訴訟

(1) 商標権者は、登録の取消にも拘らず、異議申立人に対して、訴訟を提起することにより、第 43 条に基づいて自己が登録を請求する権利を有することを主張することができる。

(2) (1)に基づく訴訟は、登録を取り消す決定が確定した後 6 月以内に提起しなければならない。

(3) 商標権者に有利な決定に基づく登録は、登録の先順位を保持する限り、記録される。

第2章 訂正、分割、保護の期間及び更新

第45条 登録簿及び公告の訂正

(1) 登録簿の登録事項は、請求に基づき又は職権により、用語若しくは印字の誤り又はその他の明白な誤謬を訂正することにより修正できる。訂正によって影響を受ける登録が公告されている場合は、訂正された登録も公告される。

(2) (1)は、公告の訂正に適用する。

第46条 登録の分割

(1) 商標権者は、登録商標が、分割宣言に掲げる商品又はサービスについて、分割登録として存続する旨を宣言することにより、登録を分割することができる。原登録の順位は、各分割登録について維持される。

(2) 分割は、異議申立の提出期限の満了後にのみ、宣言することができる。この宣言は、その提出時に登録商標に対して係属している異議申立又はその時点で係属している取消若しくは無効宣言又はその時点で提出された商標の取消若しくは無効宣言の申請が、分割後に、原登録の1の部分に対してのみ提起されることになる場合に限り、許容される。

(3) 分割手続に関する、ドイツ特許費用法に基づく手数料が分割宣言の受領から3月以内に納付不履行であることは、別個の登録の権利放棄とみなされる。分割宣言は、取り下げることができない。

第47条 存続期間及び更新

(1) 登録商標の存続期間は、出願日に開始し(第33条(1))、10年後の、出願日が属する月と同じ月の末日に満了する。

(2) 登録商標は、更新手数料が納付されている場合には、商標権者又は法律若しくは契約により更新する権限が付与される者による請求により、10年の期間に更新される。

(3) 存続期間の更新は、更新手数料及び商品又はサービスの分類の4以上の類に係る分類手数料の納付によって行う。当該納付の受領は、商標権者又は(2)に準拠して権限付与された者による申請であるとみなされる。

(4) 手数料が、商標の登録対象である商品又はサービスの一部のみを対象とするものである場合は、存続期間は、係る商品又はサービスについてのみ更新される。十分な分類手数料が納付されないときは、存続期間は、第1文が適用される場合を除いて、当該手数料が十分である類についてのみ更新される。主な類がある場合は、それが優先的に考慮される。その他については、各類は分類の順序で考慮される。

(5) ドイツ特許商標庁は、存続期間満了について、当該満了の少なくとも6月前に、商標権者へ通知する。ドイツ特許商標庁は、通知の如何なる不履行についても責任を負わない。

(6) 更新の申請は、存続期間の満了前6月の期間内に提出しなければならない。当該申請は、存続期間の満了後6月の猶予期間内に提出することができる。

(7) 存続期間の更新は、存続期間の満了の翌日に効力を生じる。当該更新は、登録簿に記載しかつ公告する。

(8) 存続期間が更新されない場合は、商標の登録は、存続期間の満了をもって取り消される。

第3章 放棄、取消及び無効手続

第48条 放棄

(1) 商標の登録は、所有者の請求に基づき、その登録に係る商品又はサービスの一部又は全部について登録簿からいつでも抹消される。

(2) 登録は、登録簿に登録された商標に対する権利の所有者の同意を得たときにのみ抹消される。

第49条 取消

(1) 商標の登録は、当該登録に対する異議申立が既に可能でなくなった日から継続する5年の期間内に当該商標が第26条に準拠して使用されなくなった場合には、取り消され、抹消される。ただし、当該期間が満了してから取消申請が為されるまでの間に、第26条に準拠する商標の使用が開始又は再開された場合は、商標の取消は主張できない。しかしながら、使用が不使用の継続する5年の期間の満了後であって取消申請の提出前3月以内に開始又は再開された場合には、無視されるが、それは、最初の又は更新された使用が、取消申請が提出される可能性があることを商標権者が知って準備された場合に限る。第53条(1)に準拠する取消申請がドイツ特許商標庁へ提出された場合は、ドイツ特許商標庁に提出されたその申請は、第3文に準拠する3月の期間の計算についての起点となる。ただし、第53条(4)に準拠する通知が為された後3月以内に、第55条(1)に準拠する取消訴訟が提起される場合に限る。

(2) 商標の登録は、次の場合にも、失効し、請求に基づき抹消される。

1. 所有者の行為又は不作為の結果、商標がその登録に係る商品又はサービスについて取引上の普通名称となっている場合

2. 商標権者により又はその同意により商標がその登録に係る商品又はサービスについて使用された結果、その商標が、特に商品又はサービスの種類、内容又は原産地について、公衆を誤認させる虞がある場合

3. 商標権者がもはや第7条に規定する要件を満たさない場合

(3) 商標が登録されている商品又はサービスの一部のみについて取消理由がある場合は、登録は、その一部の商品又はサービスについてのみ取り消され、抹消される。

第50条 絶対的拒絶理由による無効

(1) 商標の登録は、それが第3条、第7条又は第8条に違反して登録された場合は、無効となり、請求に基づき抹消される。

(2) 商標が第3条、第7条又は第8条(2)1. から13. までに反して登録された場合には、登録は、無効宣言の申請についての決定がされる時に、なお拒絶理由が存在しているときにのみ、無効であると宣言され、かつ、取り消すことができる。無効宣言の申請の日までに、登録される商品又はサービスに関してなされた商標を使用した結果として、当該商標が関係業界でもって確立されるようになった場合には、第8条(2)1., 2. 又は3. は、無効手続において適用しない。商標が第8条(2)1., 2. 又は3. に反して登録されている場合には、その登録は、登録日から10年以内に取消申請が提出されたときにのみ取り消すことができる。

(3) 商標の登録は、それが第8条(2)4. から14. までに違反して登録されており、かつ、次の

条件が満たされる場合は、取り消され、抹消される。

1. 無効宣言の申請が登録日から2年以内に開始されること
 2. 無効宣言の決定日になお第8条(2)4. から13. までの絶対的拒絶理由が存在していること、及び
 3. 登録が明らかに当該規定に違反していること
- (4) 商標が登録されている商品又はサービスの一部についてのみ無効理由がある場合は、登録は、それらの商品又はサービスについてのみ無効となり、抹消される。

第51条 先の権利の存在を理由とする無効

(1) 登録商標は、それが第9条から第13条までにいう先の優先権を伴う権利によって損なわれる場合には、第55条に準拠する訴訟又は第53条に準拠する申請の提起時に、無効と宣言され、かつ、取り消される。無効宣言の申請は、同一所有者によって保持される複数の先の権利に基づくこともできる。

(2) 先の商標権者が、後の商標がその登録に係る商品又はサービスについて使用されていることを知りながら、その使用を継続して5年間黙認していた場合は、先の商標の登録を理由として、登録の無効又は取消しはできない。ただし、後の商標の登録が不正で出願されたものである場合は、この限りでない。同様のことは、先順位を有しかつ第4条2. にいう使用により取得された商標、第4条3. にいう広く認識されている商標、第5条にいう取引上の表示又は第13条(2)4. にいう植物品種名に関する権利の所有者に適用される。更に、第9条から第13条までに規定する先順位を有する権利の所有者が、無効及び取消請求の提出前に商標の登録に同意していた場合は、登録商標の無効又は取消しはできない。

(3) 後の登録商標の先順位に関係する日に、商標又は取引上の表示が第9条(1)3.、第14条(2)3. 又は第15条(3)の意味での名声を得ていない場合には、名声を得ている先の商標若しくは名声を得ている先の取引上の表示を理由として、登録の無効又は取消しはできない。

(4) 後の優先権を伴う商標の提出日又は優先日に、次の理由により、先の優先権を伴う商標の登録が無効と宣言され取り消されている場合には、登録は、先の優先権を伴う商標の登録に基づいて、無効と宣言されず、かつ、取り消されない。

1. 第49条に準拠する取消、又は
2. 第50条に準拠する絶対的拒絶理由

第9条(1)(2)に準拠する混同の真の審査では、後の商標の提出日又は優先日の時点における先の商標の識別性が斟酌される。

(5) 商標が登録されている商品又はサービスの一部についてのみ無効理由がある場合は、登録はそれらの商品又はサービスについてのみ無効とされ、取り消される。

第52条 満了及び無効の効果

(1) 登録商標の効力は、当該商標が取り消される範囲においては、申請提出日(第53条)又は取消訴訟の提起日(第55条)以降消滅したとみなされる。決定は、当事者の請求時に、取消事由の1が生じた先の日を定めることができる。

(2) 登録商標の効力は、その商標が無効と宣言されている範囲においては、最初から生じていなかったとみなされる。

(3) 商標権者の過失若しくは故意による行為により生じた損害の賠償に関する規定又は不当

利得に関する規定に従うことを条件として、商標の取消又は無効を事由とする登録商標の抹消は、次のものには影響を及ぼさない。

1. 侵害手続において最終的なものとなった決定であって、取消又は無効を求める申請に関する決定前に実行されたもの、及び
2. 決定前に有効とされた範囲において取消又は無効の申請に関する決定前に終結された契約。ただし、契約履行において支払われた金額は、状況により正当とされる程度まで、公平な根拠で返還されるべきである。

第 53 条 取消事由を理由とするドイツ特許商標庁による取消

(1) 第 55 条に基づく訴訟により登録取消を求める権利とは関係なく、取消事由に基づく登録商標の抹消請求(第 49 条)はドイツ特許商標庁に提出することができる。

(2) ドイツ特許商標庁は、商標権者に対し当該請求を通知し、その所有者が取消請求に対して異議を述べるか否かをドイツ特許商標庁に知らせよう求める。

(3) 商標権者がこの通知の送達から 2 月以内に抹消に対して異議を申し立てない場合は、登録は取り消される。

(4) 商標権者が取消に対して異議を申し立てた場合は、ドイツ特許商標庁は、請求をした者にそのことを通知し、かつ、第 55 条に基づき訴訟を提起することにより取消請求をしなければならないことを通知する。

第 54 条 絶対的拒絶理由によるドイツ特許商標庁における取消手続

(1) 絶対的拒絶理由を理由とする登録商標の取消請求(第 50 条)は、ドイツ特許商標庁に提出しなければならない。何人も、この請求をすることができる。

(2) 取消請求がなされた場合又は職権により取消手続が取られた場合は、ドイツ特許商標庁は、商標権者にその旨通知する。商標権者がこの通知の送達から 2 月以内に取消に対する異議を申し立てない場合は、登録は取り消される。商標権者が取消に対して異議を申し立てた場合は、取消手続が進められる。

第 55 条 通常裁判所に対する取消及び無効宣言の手続

(1) 取消訴訟(第 49 条)又は先の権利の存在を理由とする無効宣言(第 51 条)は、商標権者として登録された者又はその権原の承継人に対して提起される。当該訴訟は、同一の係争対象が既に次である場合には、許容されない。

1. 第 53 条に準拠して当事者間で決定されている場合

2. 第 53 条に準拠する申請が、ドイツ特許商標庁へ提出されている場合

ドイツ民事訴訟法第 325 条(1)は、準用する。

(2) 次の者は、訴訟を提起することができる。

1. 取下げ請求が提出される場合は、何人も

2. 無効請求が先順位を有する権利を理由として提出される場合は、第 9 条から第 13 条までに規定する権利の所有者

3. 無効請求が先順位を有する原産地表示(第 13 条(2)5.)を理由として提出される場合は、不正競争防止法第 8 条 3. に基づき請求することができる者

(3) 無効宣言訴訟が先の優先権の商標権者によって提起された場合、その所有者は、被告に

よる抗弁時に、訴訟の提起前の 5 年以内に当該商標が第 26 条に準拠して使用されていることの証明を提示する。ただし、その時点で、当該商標に対する異議申立が少なくとも 5 年間可能ではなかった場合に限る。訴訟の提起後に不使用の 5 年の期間が満了する場合は、原告は、被告による抗弁時に、当該商標が第 26 条に準拠して口頭手続の終結前の 5 年以内に使用されていることを立証する。先の優先権を伴う商標が、後の商標の提出日又は優先日において、少なくとも 5 年間既に登録されていた場合には、原告は、被告による抗弁時に、当該日において、先の優先権を伴う商標の登録が第 49 条(1)に準拠して無効と宣言されず、かつ、取り消すことができなかつたことも立証しなければならない。使用が立証されている商品又はサービスのみが決定にあたって検討される。

(4) 訴訟の提起前又は後に、商標の登録に基づく権利が他の者に移転又は譲渡された場合は、本案に関する決定は、権原ある承継人に対しても効力を有し、かつ、実行することができる。訴訟手続の当事者となる権原ある承継人の権利については、民事訴訟法第 66 条から第 74 条まで及び第 76 条を準用する。

(5) 裁判所は、訴訟の提起日について、ドイツ特許商標庁へ通知する。ドイツ特許商標庁は、当該訴訟の提起日を登録簿へ記入する。裁判所は、最終判決の写しをドイツ特許商標庁へ送付する。ドイツ特許商標庁は、法的発効日とともに、手続の結果を登録簿へ記入する。

第4章 ドイツ特許商標庁に対する手続に関する一般規定

第56条 ドイツ特許商標庁の権限

(1) 商標に関する問題についての手続を実施するために、ドイツ特許商標庁に商標課及び商標部門を設ける。

(2) 商標課は、商標出願の審査をし、登録手続における決定をする権限を有する。商標課の職務は、ドイツ特許商標庁の構成員(審査官)によって遂行される。その職務は、上級中間職の行政事務官又はこれに準じる職員によっても遂行されることができ、ただし、上級中間職の行政事務官又はこれに準じる職員は、宣誓に基づき証拠事実を述べるよう命ずること、宣誓を執行すること又は連邦特許裁判所に第95条(2)に基づく請求をすることについては権限を有さない。

(3) 商標部門は、商標課の責任の範囲外にある問題について権限を有する。1の商標部門の職務は、少なくともドイツ特許商標庁の3の職員により遂行される。商標部門の長は、第53条に基づく商標の存続期間満了又は無効に関する決定を除き、商標部門の権限に属するすべての問題を単独で処理することができ、また、商標部門の構成員にこれらの問題を委任することができる。

第57条 除斥及び忌避

(1) 審査官及び商標部門の構成員並びに商標課又は商標部門の権限内の問題の処理を委任される上級及び下級中間職の行政事務官又はこれに準じる職員の除斥及び忌避については、裁判所の構成員の除斥及び忌避に関する民事訴訟法第41条から第44条まで、第45条(2)第2文及び第47条から第49条までを準用する。

(2) 忌避の請求についての決定は、それが求められる限り、商標部門によってなされる。

第58条 鑑定意見

(1) 訴訟手続において専門家の意見が分かれる場合、ドイツ特許商標庁は、裁判所又は州検事局の請求により、出願に係る商標又は登録商標に関する問題について鑑定意見を提出するよう求められる。

(2) その他の点においては、ドイツ特許商標庁は、法令で定めるその業務の範囲外の事項について、連邦司法消費者保護省の許可なく決定をし又は鑑定をする権限を有さない。

第59条 事実の調査、聴取される権利

(1) ドイツ特許商標庁は、事件の事実を職権により調査する。この調査は、当事者の事実に基づく陳述書及び証拠の提出に拘束されない。

(2) ドイツ特許商標庁の決定が、商標の出願人若しくは所有者又はその他手続の当事者に通知されなかった事情に基づくものである場合は、当該当事者には、所定の期間内に自己の意見を述べる機会が与えられる。

第60条 調査、聴聞、調書

(1) ドイツ特許商標庁は、いつでも関係当事者を召喚し聴聞することができ、宣誓に基づき又は宣誓に基づかずに、証人、専門家及び関係当事者を審問することができ、証拠を審査し、

提出書類の証明力を評価し、事実を明らかにするために必要なその他の調査を行うことができる。証拠に係るドイツ民事訴訟法第 2 巻の規定が準用される。

(2) 手続を終わらせる決定が為されるまで、適切な場合、請求により、商標の出願人若しくは所有者又はその他の手続当事者は聴聞される。ドイツ特許商標庁は、聴聞される当事者が適切でないと考えられる場合には、その請求を拒絶する。請求を拒絶する命令は、それ自体控訴の対象とはならない。取消又は無効の手続において、聴聞は、当事者によって請求される場合又はドイツ特許商標庁が適切であると考えられる場合に行われる。

(3) 聴聞及び証人審問については調書が取られるものとし、それらは訴訟手続の不可欠な要素を再現するものとなり、かつ関係当事者の法的に重要な陳述を含む。これら調書については、民事訴訟法第 160a 条、第 162 条及び第 163 条を準用する。当事者は調書の写しを受領する。

第 61 条 決定、審判請求権に関する情報

(1) 特許商標庁の決定は、理由が付されていなければならない、第 3 文に従って既に告げられている場合であっても、職権により、文書をもって関係者に送達される。当該文書についての認証は必要としない。当該文書は、関係者の 1 からの請求に基づく場合に限り、写しを取得することができる。このことは、聴聞が行われた場合には、聴聞終了時に告げられる。手続係属中の商標出願人又は商標権者は、その請求が認められる場合には、理由の表示を必要としない。

(2) 決定の送達と共に、関係者に対しては、その決定に対してすることができる審判請求、審判請求の提起先、審判請求期間並びに審判請求に関して特許費用法による手数料を納付する必要がある場合は、その費用についての通知が行われる。審判請求の提起期間は、関係者が第 1 文に従って通知を受けたときから開始される。通知が行われない又は正しくない通知が行われた場合は、審判請求の提起期間は、決定の通知が送達されてから 1 年以内とする。ただし、関係者に対し文書をもって、審判請求の機会とは与えられない旨の別段の通知がされている場合を除く。第 91 条を適用する。第 1 文から第 4 文までは、第 64 条に基づく不服申立の法的救済に適用する。

第 62 条 ファイルの閲覧、登録簿の閲覧

(1) ドイツ特許商標庁は、正当な権利が認められる場合は、商標に係る出願ファイルの閲覧を請求に基づいて許可する。

(2) 商標の登録後、登録された商標のファイル閲覧は、許可される。

(3) (2)に係るファイルの閲覧は、ファイルが電子的に保管されている場合は、インターネットにより許可することもできる。

(4) (1)から(3)までのファイルの閲覧は、それを法が除外する場合又は個人データの処理に係る自然人の保護及び当該データの自由移動並びに指令 95/46/EC の廃止に関する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会規則(EU) 2016/679 現行版第 4 条(1)にいう個人データ主体の保護可能な利益が明確に優先される限り、除外される。

(5) 何人も、自由に登録簿を閲覧することができる。

第 62a 条 データの保護

個人データがドイツ特許商標庁の登録簿又は公衆アクセス可能な電子情報サービスに含まれる限りにおいては、

1. 規則(EU)2016/679 第 15 条(1) (c)に準拠するアクセスの権利
2. 規則(EU)2016/679 第 19 条第 2 文に準拠する通知の責務、及び
3. 規則(EU)2016/679 第 21 条(1)に準拠する異議申立の権利は、適用しない。

規則(EU)2016/679 第 15 条(3)に準拠して写しを入手する権利は、データ主体がドイツ特許商標庁の登録簿又は公衆アクセス可能な電子情報サービスを閲覧することを許可することにより、満たされる。

第 63 条 手続費用

(1) 複数の者が手続の当事者である場合は、ドイツ特許商標庁は、それが公平であるときは、ドイツ特許商標庁の経費及び当事者が負った費用を含む手続費用の全部又は一部を、それが主張及び権利の適切な防御のために必要であった限りにおいて、当事者の 1 に課する旨を決定することができる。係る決定は、その当事者が異議申立、商標出願、不服申立若しくは取下げ又は無効の請求を全部若しくは一部取り下げた場合又は商業登録が、放棄若しくは存続期間の不更新のためにその全部又は一部について登録簿から取り消された場合にも下すことができる。費用について何らの決定も下されない限り、各当事者は、自己が負った費用を負担しなければならない。

(2) ドイツ特許商標庁は、(1)の規定により決定が行われる場合、対象とする金額を決定する。ドイツ弁護士報酬法第 23 条(3)第 2 文及び第 33 条(1)を準用する。対象金額に関する決定は、(1)による決定と共に行うことができる。

(3) ドイツ特許商標庁は、公平と考えられる場合には早期審査、異議申立、取消又は無効の手続に関するドイツ特許費用法に準拠する手数料を全額又は部分的に返還することができる。

(4) 払い戻すべき費用の額は、請求により、ドイツ特許商標庁が定める。民事訴訟法の規定のうち費用決定(第 103 条から第 107 条まで)及び費用決定命令の強制執行(第 724 条から第 802 条まで)に関するものを準用する。費用決定に対しては、不服申立に代えて審判請求を行う。審判請求が 2 週間以内に提起されることを条件として、第 66 条を適用する。執行可能な謄本が連邦特許裁判所の登録官により発令される。

第 64 条 不服申立

(1) 上級中間職の公務員又はこれに準じる職員によって発令された商標課及び商標部門の命令に対しては、不服申立を行うことができる。不服申立は、中断の効果を有する。

(2) 不服申立は、送達から 1 月以内にドイツ特許商標庁に提出しなければならない。

(3) 争われている命令を発令した公務員又は職員は、不服申立に十分な理由があると考えられる場合は、その命令を修正する。このことは、不服申立当事者が当該手続の他の当事者によって異議を申し立てられている場合には適用されない。

(4) 不服申立に関しては、ドイツ特許商標庁の構成員が命令により裁定する。

(5) 商標課又は商標部門は、特許費用法に基づく不服申立に係る手数料の全部又は一部を払い戻すべき旨を命じることができる。

(6) 不服申立に代えて、第 66 条に基づく審判請求を提出することができる。複数の者が関与する手続において、当事者の 1 が不服申立を提出し、他の当事者が命令に対する審判請求を提出した場合に、不服申立当事者は、審判請求を提出することもできる。不服申立当事者の審判請求が第 66 条(4)第 2 文に基づく他方当事者の審判請求の送達から 1 月以内に提出されなかった場合は、その不服申立は取り下げられたものとみなされる。

(7) (6)第 2 文又は第 66 条(3)に基づいて審判請求が提出された後は、もはや、不服申立に関して裁定することはできない。

第 64a 条 ドイツ特許商標庁における手続に係る費用の取扱

ドイツ特許商標庁における手続に係る費用については、特許費用法を準用する。

第 65 条 法律上の命令を発する権限

(1) 連邦司法消費者保護省は、連邦議会の同意なしに、法律上の命令により、次に掲げる事柄を行う権限を有する。

1. 商標に関係する問題の過程での組織及び業務手続並びに手続において用いられる様式について規定すること。ただし、これらが制定法により規定されている場合を除く。
2. 商標出願に関する追加的要件を決定すること
3. 商品及びサービスの分類を決定すること
4. 審査、異議申立、取消及び無効の手続の処理に関する一段と詳細な規定を設定すること
5. 登録商標の登録簿に関する規定及び適切な場合は、団体標章及び証明標章の登録簿に関する別個の規定を作成すること
6. 登録商標並びに異議申立及び無効の手続に関する登録簿に含めるべき情報を規定し、かつ、当該情報の公告の範囲及び仕様を決定すること
7. 本法に規定するドイツ特許商標庁におけるその他の手続、特に、出願及び登録の分割の手続、情報又は証明書付与に係る手続、回復に係る手続、ファイルの閲覧に係る手続、国際登録された商標の保護に関する手続及び EU 商標の変更に関する手続などに関する規定を作成すること
8. ライセンスに関して登録簿に含めるべき情報に関する規定を作成すること
9. 電子データ伝送による出願及び提出物の送付を含め、商標に関係する問題の過程で出願及び提出物を提出する様式に関する仕組を作ること
10. 電子データ伝送による送付を含め、商標に関係する問題の過程においてドイツ特許商標庁の命令、通知又はその他の通信を当事者に送付する様式に関する仕組を作ること。ただし、特別の送付様式が法律により定められている場合は、この限りでない。
11. 商標に関係する問題の過程において、ドイツ語以外の言語による提出物及び書類が検討される場合及び状況に関する仕組を作ること
12. 内容上特別な法的困難性を伴わない商標部門の管轄内の事項を処理することを上級中間職の公務員又はこれに準じる職員に委任すること。ただし、放棄、取下げ又は無効による商標の取消(第 48 条(1)、第 53 条)、専門家の報告の提出(第 58 条(1))及び専門家の報告の提出を拒絶する決定に関する命令の発令を除く。
13. 内容上特別な法的困難性を伴わない商標課又は商標部門の管轄内の職務を遂行することを中間職の公務員又はこれに準じる職員に委任すること。ただし、出願及び異議申立に關す

る決定を除く。

14. 第 33 条 (3) に基づいて公告に含められる記載事項を定め、かつ、これらの記載事項の範囲及び内容を決定すること

(2) 連邦司法消費者保護省は、連邦議会の同意を得ることなく、法律上の命令により、(1) に基づいて法律上の命令を発令する権限の全部又は一部をドイツ特許商標庁に委譲することができる。

第 65a 条 行政協力

ドイツ特許商標庁は、EU における国家的、国際的及び商標の保護に係る活動領域において、他国の商標庁、世界知的財産権機関及び EU 知的財産庁と有効に協力し、かつ、商標の審査、登録、管理及び取消に関するアプローチ及び方策の調和を促進する。

第5章 連邦特許裁判所における手続

第66条 審判請求

(1) 第64条の規定に拘らず、商標課及び商標部門によって下された決定に対する審判請求は、ドイツ連邦特許裁判所へ提出できる。審判請求を行えるのは、ドイツ特許商標庁における手続の当事者とする。審判請求は、中断の効果を有する。

(2) 審判請求は、当該命令の送達から1月以内にドイツ特許商標庁に提出しなければならない。

(3) 第64条に基づく不服申立に関する決定がその申立から6月以内に行われない場合において不服申立人がこの期間の満了後に決定の請求を行なったときは、その不服申立に関して請求の受領から2月以内に何らの決定も下されないことを条件として、(1)の第1文に拘らず、商標課又は商標部門の命令に対して直ちに審判請求を行うことができる。不服申立手続において不服申立人に対して他の当事者が対抗している場合は、不服申立の提出から6月の期限を10月の期限に読み替える条件で第1文が適用される。当該他の当事者も不服申立をしている場合は、第2文に基づく審判請求には当該他の当事者の同意が必要である。同意宣言書を審判請求に同封する。(4)の第2文に基づく審判請求の送達から1月の期間内に他方当事者が審判請求も提出しなかった場合は、その不服申立は、取り下げられたものとみなされる。手続が停止されるか又は何れかの当事者がその請求により若しくは拘束規定により期限の延長を認められた場合は、第1文及び第2文にいう期間の経過は停止する。第1文及び第2文に基づく残存期間は、停止の終了時又は認められた延長期限の満了時に開始する。不服申立に関する決定が下された後は、第1文及び第2文に基づく審判請求はもはや行うことができない。

(4) 審判請求書及びすべての陳述書には、他の当事者用の写しを同封しなければならない。審判請求書及び訴えの目的又は審判請求若しくは請求の取下げの宣言に係る請求を記載したすべての陳述書は、職権により他の当事者に送達される。その他の陳述書は、送達が命じられていない限り、当該者に非公式に送付される。

(5) 自らの決定が争われている当局は、審判請求に十分な理由があると考えられる場合は、その決定を修正する。このことは、審判請求人が手続の他の当事者に異議を申し立てられている場合は、適用されない。当該機関は、特許費用法に従って、審判請求手数料の払戻を命じることができる。審判請求が第1文に従って修正されない場合は、1月が経過する前に、事実に基づく陳述を付さずにこれを連邦特許裁判所に提出する。第2文に該当する場合は、審判請求は直ちに連邦特許裁判所に送付される。第2文の意義の範囲内で第三者が参加しない手続においては、審判請求手続に係る法的扶助の付与を求める申請は、予備裁定を求めて遅滞なく連邦特許裁判所に提出する。

第67条 審判部、口頭審理の公開

(1) 第66条にいう審判請求については、法律的に資格を有する3の構成員からなる連邦特許裁判所の審判部が決定する。

(2) 商標課及び商標部門による決定に対する審判請求に関する口頭審理は、登録が公告されている場合は、判決の言渡を含め、公開される。

(3) 裁判所法第172条から第175条までを準用する。ただし、次のことを条件とする。

1. 当事者の 1 の請求により、公開が請求をする当事者の保護に値する利益を損なう虞がある場合は、公衆を口頭審理から排除することもできる。
2. 登録が公告されるまでは、公衆は判決言渡から排除される。

第 68 条 ドイツ特許商標庁長官の関与

(1) ドイツ特許商標庁長官は、公益の保護のために適切と判断する場合には、審判請求手続においてドイツ連邦特許裁判所に書面による陳述を為し、聴聞に出席し、かつ、そこで陳述することができる。ドイツ特許商標庁長官による書面による陳述は、ドイツ連邦特許裁判所によって、当事者らへ通知される。

(2) ドイツ連邦特許裁判所は、基本的に重要な法律問題であるが故に適切と考える場合には、審判請求手続に介入することをドイツ特許商標庁長官に命令することができる。ドイツ特許商標庁長官は、参加の通知の受領時に、当事者の地位を有するようになる。

第 69 条 聴聞

次の場合は、聴聞が行われる。

1. 当事者の 1 が請求する場合
2. 連邦特許裁判所において証人調をすべき場合(第 74 条(1))、又は
3. 連邦特許裁判所が適切と判断する場合

第 70 条 審判請求に関する決定

(1) 審判請求に対しては、決定が言い渡される。

(2) 審判請求を許容されないものとして却下する決定は、聴聞を行うことなく、言い渡すことができる。

(3) 連邦特許裁判所は、次の場合は、その本案に関する問題について判断を下すことなく、係争中の決定を破棄することができる。

1. ドイツ特許商標庁が未だその本案の問題についての決定をしていない場合
2. ドイツ特許商標庁における手続が実質的な欠陥を有している場合、又は
3. 本案の決定に不可欠な新たな事実若しくは証拠が知られた場合

(4) ドイツ特許商標庁は、その決定の基礎を、(3)に基づく破棄の根拠となる法律判断におかなければならない。

第 71 条 審判請求手続の費用

(1) 複数の当事者が手続の当事者となっている場合は、連邦特許裁判所は、公平と考えられるときはその限りにおいて、適切な方法で利益及び権利を守るために必要とされたものであると合理的に判断できる範囲において、当事者が被った費用を含む手続費用の全部又は一部を当事者の 1 が負担しなければならない旨決定することができる。費用に関する決定が行われない場合は、各当事者は自己が被った費用を負担する。

(2) ドイツ特許商標庁長官は、手続介入の後に、費用を申請する場合にのみ、当該費用の支払命令を課される。

(3) 連邦特許裁判所は、特許費用法に基づく審判請求手数料を返還すべきことを命ずることができる。

(4) (1)から(3)までは、当事者が審判請求、商標出願、不服申立若しくは取消又は無効の請求の全部若しくは一部を取り下げた場合又は放棄により若しくは存続期間を更新しないことにより商標の登録が全部又は一部、登録簿から取り消された場合にも適用される。

(5) 他の点に関しては、費用査定の手続(第103条から第107条まで)及び費用査定の決定(第724条から第802条まで)の執行に関する民事訴訟法の規定を準用する。

第72条 除斥及び忌避

(1) 連邦特許裁判所の構成員の除斥及び忌避については、民事訴訟法第41条から第44条まで及び第47条から第49条までを準用する。

(2) ドイツ特許商標庁における従前の手続に加わっていた者は、裁判官の職務から除斥される。

(3) 裁判官の忌避に関する決定は、忌避を求められている者が属する審判部によって行われる。忌避された構成員の排除の結果として、当該審判部がもはや定足数を満たさなくなった場合は、他の審判部が決定を行う。

(4) 登録官の除斥に関する決定は、当該事件を管轄する部によって決定される。

第73条 事実の調査、聴聞の準備

(1) 連邦特許裁判所は、職権により事件の事実を調査しなければならない。連邦特許裁判所は、当事者の事実の陳述及び証拠の申出に拘束されない。

(2) 聴聞が行われる前又は聴聞が行われなときは連邦特許裁判所の決定がされる前に、裁判長又は裁判長によって指名された部の構成員は、可能ならば1回の聴聞又は1回の開廷期日において事件の結論を出すために必要なすべての準備をしなければならない。その他の点では、民事訴訟法第273条(2)、(3)第1文及び(4)第1文を準用する。

第74条 証拠調べ

(1) 連邦特許裁判所は、聴聞中に証拠調べを行う。特に、本来の場所での点検を行い、証人、専門家及び当事者を審問し、かつ、書類の調査を命ずることができる。

(2) 連邦特許裁判所は、適切な場合は聴聞の実施前に、受任裁判官としての裁判所構成員の1によって証人調をすることができ、また、個々の証人審問を明示した上で他の裁判所に証人調を依頼することができる。

(3) 当事者は、証拠調べが行われるすべての聴聞について通知されるものとし、かつ、その聴聞に加わることができる。当事者は、証人及び専門家に対し関連した質問をすることができる。質問に対し異議が唱えられた場合は、連邦特許裁判所が決定する。

第75条 召喚

(1) 聴聞の期日が定められると直ちに、当事者は少なくとも2週間の予告をもって召喚される。緊急の場合は、裁判長はその期間を短縮することができる。

(2) 召喚状には、当事者が出廷しない場合は、当該者抜きで事件を審問し、かつ、決定することができる旨示される。

第76条 聴聞の順序

- (1) 裁判長は、聴聞を開きそれを統括する。
- (2) 事件の読上の後、裁判長又は記録係の裁判官は、事件ファイルの主要な内容を報告する。
- (3) この後直ちに、当事者それぞれに申立を行い、かつ実証するために発言する許可が与えられる。
- (4) 裁判長は、事件に含まれる事実問題及び法律問題について当事者と討議する。
- (5) 裁判長は、請求により、審判部の各構成員が質問することを許可する。質問に対し異議が唱えられた場合は、当該審判部が決定する。
- (6) 事件について討議がなされた後、裁判長は聴聞の終結を宣言する。審判部は聴聞の再開を決定することができる。

第77条 調書

- (1) 聴聞において及び証拠調が行われるときはいつでも、裁判所の登録官が、調書作成者として職務を行うために出廷する。裁判長の命令により、調書作成者を出廷させない場合は、裁判官の1が調書を作成する。
- (2) 調書は、聴聞及びすべての証拠調手続について作成される。民事訴訟法第160条から第165条までを準用する。

第78条 証拠の判断；裁判所に聴取される権利

- (1) 連邦特許裁判所は、訴訟手続の結果に照らし全体として到達した自己の自由な心証に基づき事件について決定を行う。決定には、裁判官が心証形成をするに至った理由を述べなければならない。
- (2) 決定は、当事者がその意見を述べる機会を有していた事実及び証拠のみに基づくことができる。
- (3) 決定に先行して聴聞が行われた場合は、最終の審問期日に出廷しなかった裁判官は、当事者が同意したときのみ、決定の言渡に加わることができる。

第79条 決定言渡；決定の送達；理由の記載

- (1) 連邦特許裁判所の終局決定は、聴聞が行われた場合は、その聴聞を終結する期日又は直ちに指定される別の期日において言い渡される。この期日は、重大な理由、特に、事件の範囲又は複雑性により必要とされる場合を除き、3週間以上先の日を指定されることはない。終局決定は、裁判所において言い渡す代わりに、当事者に送達することができる。連邦特許裁判所が聴聞を行うことなく決定を下す場合は、決定の言渡は、当事者に決定書を送達することをもって代えられる。終局決定は、常に職権により当事者に送達される。
- (2) 申立を拒絶する又は法的救済を与える連邦特許裁判所の決定には、その決定が根拠とする理由が述べられなければならない。

第80条 訂正

- (1) 決定書中の印字の誤り、計算の誤り及び同様の明白な誤りは、いつでも連邦特許裁判所が訂正を行うことができる。
- (2) 決定書に述べられた事実がその他の誤り又は不明瞭な表現を含んでいる場合は、当事者

は、その決定の送達後 2 週間以内に訂正の請求をすることができる。

(3) (1)に基づく訂正は、連邦特許裁判所が事前に聴聞を開くことなく決定することができる。

(4) 連邦特許裁判所は、証拠調をすることなく(2)に基づく訂正の請求について決定する。その決定には、訂正が請求されている決定の言渡に加わった裁判官のみが加わる。

(5) 訂正に関する判定の結果は、決定自体及びその写しに記録される。

第 81 条 代理, 委任状

(1) 当事者は、連邦特許裁判所において自ら法律上の争いを取り扱うことができる。第 96 条はそれにより影響を受けない。

(2) 当事者は、委任状を有する弁護士又は弁理士に自己を代理させることができる。それ以外では、次に掲げる者に限り、連邦特許裁判所において委任状を有する代理人として行動する権原を与えることができる。

1. 当事者の従業者又は当事者と提携している企業(株式資本会社及びパートナーシップ法第 15 条)の従業者。当局及び公法に基づいて設立された法人(それらの公務を遂行するためにそれらにより作られた連合体を含む)も、他の当局又は公法に基づいて設立された法人の従業者(それらの公務を遂行するためにそれらにより作られた連合体の従業者を含む)に自己を代理させることができる。

2. 成年の親族(租税法第 15 条, 組合法第 11 条), 司法職の資格を持つ者及び代理が報酬活動に関連していない場合の共同訴訟当事者

委任状を有する者で自然人でないものは、手続においてその者を代理するよう委任されたその者の機関及び代理人を通じて行動する。

(3) 裁判所は、委任状を有するが(2)の要件に基づいて代理人として行動する権原を与えられていない者を、上訴できない命令により拒絶する。委任状を有さない代理人における手続上の行為及び当該代理人に対する送達又は通信は、当該代理人が拒絶されるまで有効である。裁判所は、(2)において選任された代理人に対し、それらが争いの事実及び事情を十分適切に提示することができない場合は、上訴できない命令により今後の代理を禁止することができる。

(4) 裁判官は、自らが属する裁判所において、委任状を有する者として行動してはならない。

(5) 委任状は、裁判所の記録のために提出しなければならない。委任状は、後に提出することができる。連邦特許裁判所は、そのための期限を設定することができる。

(6) 手続の如何なる段階においても、委任状を解除することができる。連邦特許裁判所は、弁護士又は弁理士が代理人として行動しない場合は、職権により、委任状の解除を検討しなければならない。

第 81a 条 法的扶助

(1) 当事者は、請求により、連邦特許裁判所での手続において法的扶助を与えられる。民事訴訟法第 114 条から第 116 条までを準用する。

(2) その他の点では、特許法第 130 条(2)及び(3)並びに第 133 条から第 137 条までを準用する。

第 82 条 他の規定の適用, 上訴の可能性, ファイルの閲覧

(1) 連邦特許裁判所における手続に関する規定が本法にない限りにおいて裁判所構成法及び民事訴訟法を準用するが, 連邦特許裁判所における手続の特別の事情からそれが排除されることがないことを条件とする。民事訴訟法第 227 条(3)第 1 文は適用しない。連邦特許裁判所における手続に係る手数料に特許費用法を適用する。経費には裁判費用法を準用する。

(2) 連邦特許裁判所の決定に対する上訴は, 本法がそれを許容する限りにおいて, 行うことができる。

(3) ファイル閲覧の第三者への認容については, 第 62 条(1)及び(2)を適用する。請求については連邦特許裁判所が決定する。

第6章 連邦最高裁判所に対する訴訟手続

第83条 法律審判請求の許可

(1) 第66条に基づく審判請求に関する連邦特許裁判所審判部の決定に対する法律問題に基づく審判請求は、審判部がその決定において当該法律審判請求の提起を許可している場合において、連邦最高裁判所に提起することができる。法律審判請求は、中断の効果を有する。

(2) 法律審判請求は、次の何れかに該当する場合に承認される。

1. 基本的に重要な法律問題を判断すべき場合、又は
 2. 法律の発展又は裁判手続の均一化のために、連邦最高裁判所の判断が必要とされる場合
- (3) 次の手続上の瑕疵が糾弾される場合は、法律審判請求に対する許可は必要としない。
1. 決定を行った裁判所が正しく構成されていなかったこと
 2. 決定に加わった裁判官が、法律により裁判官としての職務から除斥されたか又は非公正の虞により首尾よく忌避されていたこと
 3. 当事者の1が聴聞を受ける権利を拒否されていたこと
 4. 手続における当事者が、法律の規定に従って代理されていなかったこと。ただし、当該人が訴訟手続指揮に明示的又は黙示的に同意していた場合は、この限りでない。
 5. 訴訟手続の公開に関する規定に違反した聴聞に基づいて決定が下されたこと、又は
 6. 決定に理由が付されていないこと

第84条 法律審判請求の権利、法律審判請求の根拠

(1) 法律審判請求をする権利は、審判請求手続の当事者に帰属する。

(2) 法律審判請求は、決定が法律違反に基づくものである旨の主張を唯一の根拠としなければならない。民事訴訟法第546条及び第547条を準用する。

第85条 方式要件

(1) 法律審判請求は、決定の送達後1月以内に連邦最高裁判所に書面により提起しなければならない。

(2) 係争中の価額の縮小に関する第142条は、連邦最高裁判所における法律審判請求手続に準用される。

(3) 法律審判請求は、その根拠とする理由を述べなければならない。理由を述べるために認められる期間は1月とする。その期間は、法律審判請求が提起された日から起算され、請求により裁判長が延長することができる。

(4) 法律審判請求理由の陳述書には、次の事項を含まなければならない。

1. 決定について争い、かつ、修正又は破棄が求められている範囲に関する宣言
2. 違反している法規定の指摘、及び
3. 法律審判請求について、手続に関して法令違反があったという主張を根拠とする場合は、瑕疵を構成する事実の陳述

(5) 連邦最高裁判所に対し、当事者は、許可された代理人として連邦最高裁判所に対して実務を行うことを認められている弁護士によって代理されなければならない。当事者の請求により、当該人の特許弁護士に対して発言の許可が与えられる。事件への特許弁護士の関与によって生じる費用については、弁護士報酬に関する連邦法第13条による報酬並びに当該特

許弁護士に関するその他の必要経費が補償される。

第 86 条 許容性の審理

連邦最高裁判所は、法律審判請求がそれ自体許されるものか否か並びに法律に定める方式により及び所定の期間内に提起され、かつ、理由が述べられているか否かを職権により審理する。これらの要件を欠いている場合は、法律審判請求は、許容できないものとして却下される。

第 87 条 複数当事者

(1) 複数人が法律審判請求に関する手続の当事者となる場合は、法律審判請求書及びその理由の陳述書が他の当事者に送達されるものとし、係る送達には、送達後所定の期間内に宣言すべきことがあればその宣言を書面により連邦最高裁判所に提出すべき旨の要請を添付する。法律審判請求が提起された日付は、法律審判請求書の送達とともに通知される。法律審判請求人は、審判請求書又は審判請求理由書と共に必要な数のそれらの認証謄本を提出しなければならない。

(2) ドイツ特許商標庁長官が審判請求に関する手続の当事者でない場合は、第 68 条(1)を適用する。

第 88 条 他の規定の準用

(1) 法律上の論点に係る審判請求に関する手続においては、民事訴訟法の規定であって、裁判所構成員の除斥及び忌避に関するもの(第 41 条から第 49 条まで)、委任された代理人及び法律補佐人に関するもの(第 78 条から第 90 条まで)、職権による書類の送達に関するもの(第 166 条から第 190 条まで)、召喚状、期限及び期間に関するもの(第 214 条から第 229 条まで)並びに権利回復に関する規定(第 233 条から第 238 条まで)を準用する。また、権利回復については、第 91 条(8)を適用する。当事者は、請求により、法的扶助を与えられる。特許法第 138 条を準用する。

(2) 手続の公開に関しては、第 67 条(2)及び(3)を適用する。

第 89 条 法律審判請求に関する決定

(1) 法律審判請求は、決定の対象となる。その決定は、聴聞を行うことなく言い渡すことができる。

(2) 連邦最高裁判所は、その決定を言い渡すとき、審判請求に係る決定において認定された事実拘束される。ただし、法律審判請求のために許容され及び実証された理由がその事実に関して提出されている場合は、この限りでない。

(3) 決定は、その根拠とする理由を述べなければならず、職権により関係当事者に送達される。

(4) 審判請求に係る決定が破棄された場合は、当該事件は、更なる聴聞と決定を求めて連邦特許裁判所に差し戻される。連邦特許裁判所は、破棄の根拠となった法的意見に基づくその決定に拘束される。

第 89a 条 法律上の聴聞を受ける権利の侵害の場合の救済

裁判所が、決定に不服がある当事者の法律上の聴聞を受ける権利を裁定に重要な態様で侵害した場合は、当該当事者による苦情申立に応じ、当該手続を継続する。最終決定の前の決定に対しては、苦情を申し立てることはできない。民事訴訟法第 321a 条(2)から(5)までを準用する。

第 90 条 費用の決定

(1) 複数人が訴訟手続の当事者となっている場合は、連邦最高裁判所は、公平と認められるときはその限りにおいて、適切な方法で主張及び権利を守るために必要とされた範囲について、当事者が被った費用を含む手続費用の全部又は一部を当事者の 1 が負担すべき旨の決定を行うことができる。係る決定は、法律審判請求、商標出願、異議申立又は取消請求が当事者によって全部若しくは一部について取り下げられた場合又は商標の登録が放棄により若しくは存続期間の不更新により全部若しくは一部について登録簿から取り消された場合にも、行うことができる。費用に関する決定がなされない限り、各当事者は自己が被った費用を負担する。

(2) 法律審判請求が許容できないものとして拒絶又は却下された場合は、法律審判請求によって生じた費用は、法律審判請求人に対して裁定される。ただし、当事者の 1 の重過失によって生じた費用は、当該人に対して裁定される。

(3) ドイツ特許商標庁長官が法律審判請求を提起し又は法律審判請求手続において申請を行った場合に限り、ドイツ特許商標庁長官に費用を負担させることができる。

(4) 他の点においては、費用査定の手続(第 103 条から第 107 条まで)及び費用査定の決定の執行に関する民事訴訟法の規定(第 724 条から第 802 条まで)を準用する。

第7章 共通規定

第91条 権利回復

- (1) 自己の無過失によりドイツ特許商標庁又は連邦特許裁判所に対する期限を遵守することができず、法律の規定に従って自己に不利益となった者は、請求により、元の状態への権利回復が認められる。この規定は、異議申立の期限及び異議申立の手数料(特許費用法第6条(1)第1文)の納付期限には適用しない。
- (2) 権利回復の請求は、期限を遵守しないことの原因がなくなってから2月以内にしなければならない。
- (3) 当該請求においては、権利回復の根拠とする事実を述べなければならない。この事実は、請求時に又は請求に関する手続において疎明しなければならない。
- (4) 懈怠した行為は、請求のための期限内に履行しなければならない。これが履行された場合は、請求をすることなく権利回復を認めることができる。
- (5) 遵守されなかった期限の満了から1年を経過したときは、もはや権利回復の請求をすることはできず、かつ、懈怠した行為を履行することができない。
- (6) 権利回復請求に関する決定は、履行すべき行為に関して決定する権限のある当局が行う。
- (7) 権利回復に関する決定は上訴することができない。
- (8) 商標権者が権利回復を認められた場合であって、登録商標に関する権利を喪失してから権利回復するまでの間に、第三者が当該商標と同一又は類似の標章を善意で商品を市場に出し又はサービスを提供している場合は、当該商標権者は、当該行為に対して如何なる権利も主張することができない。

第91a条 出願の手続続行

- (1) 商標出願が、ドイツ特許商標庁により設定された期限を守らないで拒絶された場合において、出願人が出願手続続行を請求し、かつ、懈怠した行為を後に履行したときは、当該命令は、明示的な無効措置を要することなく、無効になる。
- (2) 前記の請求は、商標出願の拒絶決定の送達から1月以内に提出しなければならない。懈怠された行為は、後にこの期間内に履行されなければならない。
- (3) (2)にいう期限及び特許費用法第6条(1)第1文にいう手続続行手数料の納付に係る期限の不遵守については、権利の回復は認められない。
- (4) 前記の請求に関しては、後に履行される行為に関して決定を下すべき機関が決定を下す。

第92条 真実を述べる義務

ドイツ特許商標庁、連邦特許裁判所及び連邦最高裁判所での手続において、当事者は、実際の事情に関して十分かつ正直に陳述しなければならない。

第93条 公用語及び法廷における言語

ドイツ特許商標庁及び連邦特許裁判所の言語は、ドイツ語とする。他の点については、法廷の言語に関する裁判所法の規定に従う。

第 93a 条 証人の補償, 鑑定人の報酬

司法報酬補償法に基づき, 証人は補償を受け, 鑑定人は報酬を受ける。

第 94 条 送達: 公的認証

(1) ドイツ特許商標庁での手続における送達に当たっては, 次に掲げる要件に従うことを条件として, 書類の行政送達に関する法律の規定を適用する。

1. 国外にいる受取人及び第 96 条の要件に違反して国内代理人を選任していない受取人に対しては, 書留郵便を郵送することにより送達を実行することができる。この規定は, 自らが第 96 条(2)にいう国内代理人である受取人に準用する。民事訴訟法第 184 条(2)第 1 文及び第 4 文を準用する。

2. ライセンス所有者に対する送達(特許弁護士規則第 177 条)に書類の行政送達に関する法律第 5 条(4)を準用する。

3. ドイツ特許商標庁に郵便受けを設けている受取人には, 受取人の郵便受けに書類を投函することにより書類を送達することもできる。係る投函に関するファイルに記録を入れる。投函した日時を書類に注記する。送達は, 郵便受けへの投函から 3 日目に実行されたものとみなされる。

4. 電子書類の送達は, データの真正性と完全性を保証し, 一般的にアクセス可能なネットワークを使用する場合, 暗号化手順によって送信されるデータの機密性を保証する送信手段を使用しなければならない。連邦司法消費者保護省は, 連邦議会の承認を必要とせず, 前文の送達に関する詳細並びに形式及び認証を規則として定めることができる。

(2) 連邦特許裁判所での手続においては, 民事訴訟の規定を送達に適用する。

第 95 条 相互援助

(1) 裁判所は, ドイツ特許商標庁に対して法的援助を提供することが求められる。

(2) ドイツ特許商標庁における手続において, ドイツ連邦特許裁判所は, ドイツ特許商標庁の要請により, 出廷を怠ったか又は証拠を提示すること若しくは宣誓することを拒否する証人若しくは専門家に対して, 行政的又は強制的な制裁を行う。同様に, 証人が出廷を怠っている場合, その旨の提示を命令する。

(3) 3 の法律的構成員からなる連邦特許裁判所審判部は, (2)に規定される請求について判断を下す。この場合の判断は, 決定の形式を取る。

第 95a 条 電子的手続, 命令を下す権限

(1) ドイツ特許商標庁での手続において請求, 申立又はその他の行為に関して書面の様式が提供されている場合は, 民事訴訟法第 130a 条(1), (2)第 1 文, (5)及び(6)の規定を準用する。

(2) 連邦特許裁判所及び連邦最高裁判所の手続のファイルは, 電子形態で保持することができる。本法に別段の規定がある場合を除いて, 電子書類, 電子ファイル及び電子手続のその他の処理に関する民事訴訟法の規定を準用する。

(3) 連邦法務省は, 連邦議会の同意を得ることなく, 法律上の命令により次の事項を決定する。

1. 電子書類をドイツ特許商標庁及び裁判所に提出することができる時点, 書類の処理に必

要な様式，電子署名を使用すべきか否か及び当該署名がとるべき形態

2. (2)に従って手続ファイルの電子形態での保管を開始できる時点並びに手続の電子ファイルの作成，維持及び保管のためにそれに適用される組織上及び技術上の条件

第 96 条 国内代理人

(1) ドイツ国内に居所も，登録事務所も，事業所も有さない個人又は法人は，本法によるドイツ特許商標庁又はドイツ連邦特許裁判所における手続に関与し，かつ，商標によって付与された権利を主張することができる。ただし，その個人又は法人が，ドイツ特許商標庁，ドイツ連邦特許裁判所における手続及び当該商標に係る民事上の争いでの手続において自己を代理し，かつ，刑事上の申立を提出することについて承認され，かつ，権限が付与された自己の代理人として，弁護士又は弁理士を選任した場合に限る。

(2) (1)に基づいて選任された代理人が営業施設を有する場所は，民事訴訟法第 23 条にいう資産が所在する場所であるものとみなされる。係る営業施設が存在しない場合は，代理人がドイツにおいて居所を有する場所が該当するものとし，また，係る場所も存在しない場合は，ドイツ特許商標庁が業務所在地を有している場所が該当する。

(3) (1)にいう代理人の法律上の行為に係る委任の終了は，当該終了及び他の代理人の委任の双方がドイツ特許商標庁又は連邦特許裁判所に通知されるまでは効力を生じない。

第 96a 条 過度に長い裁判手続の場合における法的保護

裁判所法第 17 編の規定は，連邦特許裁判所及び連邦最高裁判所での手続に準用する。

第4部 団体標章

第97条 団体標章

(1) 第3条にいうすべての記号であって、団体標章の所有者の構成員の商業的出所又は原産地、それらの性質、品質若しくは他の特徴に基づいて商品又はサービスを、その他の会社の商品又はサービスから識別することができるものは、団体標章として登録することができる。団体標章は、出願が提出されるときにその旨明記されなければならない。

(2) 本法の各規定は、該当する限り、この部において別段の規定がなされている場合を除いて団体標章にも適用される。

第98条 所有者資格

出願又は登録された団体標章の所有者は、製造業者、生産者、サービス請負業者又は商取引業者の団体のみとする。これには傘下の団体及び構成員自体が権利所有者であり自身の名義で責務を負い、契約を締結する又はその他の法的行為を行い及び法廷で訴え又は訴えられる能力を有する団体である傘下団体を含む。公法に基づく法的組織は、これらの団体と同等として取り扱われる。

第99条 団体標章としての原産地表示の登録性

第8条(2)2.の要件に合致しない場合であっても、商品又はサービスの原産地を示すために取引上使用されることがある記号又は表示は、団体標章を構成することができる。

第100条 保護の制限、使用

(1) 第23条に起因する保護の障壁に加えて、団体標章としての原産地表示の登録は、第三者が業としてかかる表示を使用することを差し止める権利を所有者に与えるものではない。ただし、その使用が、道徳に従うものであり、かつ、第127条に反しないものである場合に限る。特に、そのような商標は、地理的名称を使用する権限を有する第三者に対抗して保持することができない。

(2) 使用権限を有する少なくとも1の者による又は団体標章の所有者による団体標章の使用は、第26条にいう使用を構成するものとみなされる。

第101条 訴訟を提起する権限、損害

(1) 団体標章の使用を規律する規約に別段の規定が置かれている場合を除いて、団体標章を使用する権限を有する者は、団体標章の所有者の同意を得たときにのみ団体標章の侵害に対する訴訟を提起することができる。

(2) 団体標章の所有者はまた、団体標章又はこれに類似する記号が権限を認められていない使用の結果として団体標章ライセンスに生じた損害について賠償請求をすることもできる。

第102条 団体標章

(1) 団体標章の出願には、その標章の使用を規律する規約を添付しなければならない。

(2) 団体標章の使用を規律する規約には、少なくとも次の事項を明記しなければならない。

1. 団体の名称及び所在地

2. 団体の目的及び代表
3. 構成員資格
4. 団体標章を使用する権限を有する者のグループに関する情報
5. 団体標章の使用条件
6. 団体標章の侵害の場合における関係当事者の権利と義務

(3) 団体標章が地理的起源の表示からなる場合は、その標章の使用を規律する規約には、当該地理的領域に源を発する商品若しくはサービスを提供する者でかつ同規約に定める使用条件を満たす者が、当該団体の構成員となる権限を有し、かつ、当該標章使用の権限を有する者の集団の資格を認められる旨を定めなければならない。

(4) 団体標章の規約は、登録簿へ記入される。

(5) 何人も、団体標章の規約を自由に調べることができる。

第 103 条 出願の審査

(1) 団体標章出願は、第 37 条に加えて、その出願が第 97 条、第 98 条若しくは第 102 条に規定する要件を満たさない場合又は当該団体標章の規約が公の秩序若しくは道徳に反するものである場合は拒絶される。

(2) 団体標章出願は、商標の特徴又は意味に関して公衆が誤認する虞がある場合、特に、当該商標が団体標章以外のものであるとの印象を与える可能性がある場合は拒絶される。

(3) 団体標章出願は、(1)及び(2)の拒絶理由を解消するように団体標章の規約を出願人が修正する場合には、拒絶されない。

第 104 条 団体標章の規約の修正

(1) 団体標章の所有者は、団体標章の規約の如何なる修正についても、ドイツ特許商標庁に通知しなければならない。

(2) 団体標章の規約の修正の場合に、第 102 条及び第 103 条を適用する。

(3) 本法の適用上、団体標章の規約の修正は、当該修正が登録簿へ記入された日からのみ、発効する。

(4) 第 37 条(6)第 2 文に準拠する第三者の書面による意見書は、修正された団体標章の規約に関しても、提出することができる。

第 105 条 取消

(1) 第 49 条に規定する取消事由に加え、団体標章の登録は、次の場合、請求により、取消事由に基づいて取り消される。

1. 団体標章の所有者がもはや存在しない場合

2. 団体標章の所有者が、団体の目的に反する又は当該商標の使用を規律する規約に反する方法による団体標章の不正使用を防止するための適切な処置を取らない場合、又は

3. 権限を有する者によって商標が使用されている態様が、第 103 条(2)にいう公衆が誤認する虞を生じる場合、又は

4. 団体標章の使用を規律する規約の修正が第 104 条(2)に違反して登録簿に登録された場合。ただし、その標章の所有者に係る取消事由を解消するような方法で規約を更に修正した場合は、この限りでない。

(2) (1)2. にいう不正使用は、団体標章がそれを使用する権限を有する者以外の者によって公衆を欺くような方法で使用される場合に、特に存在するものとみなされる。

(3) (1)に準拠する取消申請は、ドイツ特許商標庁に提出する。手続は、第 53 条による。

第 106 条 絶対的拒絶理由に基因する無効

(1) 第 50 条に規定する無効事由を除き、団体標章の登録は、当該団体標章が第 103 条に反して登録された場合は、請求により、無効を宣言され、かつ、取り消される。無効事由がその団体標章の規約に関するものである場合、団体標章の所有者が無効事由を解消するように当該団体標章の規約を修正するときは、登録は無効と宣言されず、かつ、取り消されない。

(2) (1)に準拠する無効宣言の申請は、ドイツ特許商標庁に提出する。手続は、第 53 条による。

第5部 証明標章

第106a条 証明標章

(1) 証明標章の所有者は、出願を行った対象の商品又はサービスに係る次の特徴の1又は複数の存在を保証する。

1. 材料
2. 商品の製造方法又はサービスの提供方法
3. 品質、精度又は原産地以外のその他の特徴

商標は、保証付きの商品又はサービスを、かかる保証が存在しない商品又はサービスから識別できるものでなければならない。証明標章は、出願が提出されるときにその旨明記されなければならない。

(2) 本法の規定は、本部に特段の定めがない限り、証明標章に適用する。

第106b条 所有者資格及び真正な使用

(1) 出願又は登録された証明標章の所有者は、公法に基づく機関、公的当局及び法的組織を含む個人又は法人であり、その個人又は法人が、保証付きの商品又はサービスの供給を含む何らかの事業活動を実施していない場合に限る。

(2) 使用する権限を有する少なくとも1名の者による証明標章の真正な使用は、第26条にいう使用とみなされる。

第106c条 法的地位；損害

(1) 証明標章の規約に特段の定めがない限り、証明標章を使用する権限を付与された者は、証明標章の所有者が証明標章の侵害訴訟の提起がされることに同意する場合にのみ、訴訟を提起することができる。

(2) 証明標章の所有者は、当該証明標章を使用する権限を有する者が当該証明標章又は類似の標章の権限付与されていない使用の結果として蒙った損害の賠償請求も行うことができる。

第106d条 証明標章の規約

(1) 証明標章出願には、証明標章の規約が伴わなければならない。

(2) 証明標章の規約は、最低でも、次を含んでいなければならない。

1. 証明標章の所有者の名称
2. 証明が付与されている商品又はサービスの供給に係る活動に個人的に従事していないことの証明標章の所有者による宣言
3. 証明標章の表示
4. 証明が存在する商品又はサービスの明細
5. 証明によって保護される商品又はサービスの特徴に係る情報
6. 証明標章の使用条件、特に、制裁の条件
7. 証明標章を使用する権限を付与された者に関する情報
8. 証明標章の所有者が、証明によって保護される特性を立証し、かつ、当該商標の使用を監視しなければならない方法についての情報
9. 証明標章の侵害の場合における当事者らの権利及び義務に関する情報

- (3) 証明標章の規約は、登録簿へ記入される。
- (4) 何人も、証明標章の規約を自由に閲覧できる。

第 106e 条 出願の審査

- (1) 証明標章出願は、第 37 条に加えて、その出願が第 106a 条、第 106b 条(1)若しくは第 106d 条の要件を満たさない場合又は当該証明標章の規約が公の秩序若しくは道徳に反するものである場合は拒絶される。
- (2) 証明標章出願は、商標の特徴又は意味に関して公衆が誤認する虞がある場合、特に、当該商標が証明標章以外のものであるとの印象を与える可能性がある場合は拒絶される。
- (3) 出願は、(1)及び(2)に準拠する拒絶理由を解消するように証明標章の規約を出願人が修正する場合には、拒絶されない。

第 106f 条 証明標章の規約の修正

- (1) 証明標章の所有者は、証明標章の規約の如何なる修正についても、ドイツ特許商標庁に通知する。
- (2) 証明標章の規約の修正の場合に、第 106d 条及び第 106e 条を適用する。
- (3) 本法の適用上、証明標章の規約の修正は、当該修正が登録簿へ記入された日からのみ、発効する。
- (4) 第 37 条(6)第 2 文に準拠する第三者の書面による意見書は、修正された証明標章の規約に関しても、提出することができる。

第 106g 条 取下げ

- (1) 証明標章登録は、第 49 条に定めた取消理由に加えて、次の場合には、請求時に、取り消され、かつ、抹消される。
 - 1. 証明標章の所有者が、第 106b 条の要件に適合しなくなった場合
 - 2. 証明標章の所有者が、当該証明標章が、証明標章の規約に反する態様で誤用されることを防止するのに適切な措置を行わない場合
 - 3. 公衆が第 106e 条(2)に準拠して誤認する虞が存在するような態様で、証明標章が権限を有する者によって使用されている場合、又は
 - 4. 証明標章の規約に対する修正が、第 106d 条(3)に準拠する第 106f 条(2)に反して登録簿へ記入されている場合。ただし、証明標章の所有者が、取消事由を解消するように、証明標章の規約を再度修正する場合は除く。
- (2) (1)2. にいう不正使用は、特に証明標章がそれを使用する権限を有する者以外の者による使用が公衆を誤認させる場合には、発生したとみなされる。
- (3) (1)に準拠する取消申請は、ドイツ特許商標庁に提出する。手続は、第 53 条による。

第 106h 条 絶対的拒絶理由に基因する無効

- (1) 第 50 条に規定する無効事由を除き、証明標章の登録は、当該証明標章が第 106e 条に反して拒絶されず登録された場合は、請求により、無効と宣言され、かつ、取り消される。無効事由がその証明標章の規約に関するものである場合、証明標章の所有者が無効事由を解消するように当該証明標章の規約を修正するときは、登録は無効と宣言されず、かつ、取り消

されない。

(2) (1)に準拠する無効宣言の申請は、ドイツ特許商標庁に提出する。手続は、第 53 条による。

第6部 マドリッド協定及びマドリッド協定に関する議定書に基づく商標の保護；EU商標

第1章 マドリッド協定に基づく商標の保護

第107条 本法の規定の対応する適用；言語

(1) 本法の各規定は、標章の国際登録に関する1891年4月14日のマドリッド協定の1967年7月14日のストックホルム改正条約に基づく商標の国際登録であって、ドイツ特許商標庁を通じて又はドイツ連邦共和国の領域に及ぶ保護により有効とされるものに適用する。ただし、本条又はマドリッド協定に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(2) すべての出願、国際登録に係る手続におけるその他の通信並びに商品及びサービスの一覧は、出願人の選択によりフランス語又は英語により提出する。

第108条 国際登録出願

(1) 標章に関するマドリッド協定第3条に基づく登録簿に記載された商標の国際登録出願は、ドイツ特許商標庁に対してなされる。

(2) 国際登録出願は、当該商標の登録簿への登録前に提出された場合は、当該商標の登録の日を受領されたものとみなされる。

(3) 出願と共に、商品及びサービスの国際分類の順序に従って類に区分した商品及びサービスの一覧を提出する。

第109条 手数料

(1) 国際登録出願が当該商標の登録簿への記載前に提出された場合は、国際登録手続に係る国内手数料は、登録の日を納付期日とする。

(2) 特許費用法に基づく国際登録に係る国内手数料は、納付期日から1月以内に納付するものとし、納付期日は、特許費用法第3条(1)が適用されるか又は(1)に基づく。

第110条 登録簿への登録

登録された標章の国際登録の日付及び番号は、登録簿に登録される。

第111条 保護のその後の地域拡張

(1) 標章に関するマドリッド協定第3条の3(2)に基づき国際登録された商標の保護のその後の地域拡張に係る請求をドイツ特許商標庁に提出することができる。

(2) 特許費用法に基づくその後の地域拡張に係る国内手数料は、納期が到来してから1月以内に納付する(特許費用法第3条(1))。

第112条 国際登録の効力

(1) マドリッド協定第3条の3に基づきドイツ連邦共和国の領域に保護範囲が拡張された標章の国際登録は、マドリッド協定第3条(4)に基づく国際登録の日又はマドリッド協定第3条の3(2)に基づくその後の地域拡張登録の日、ドイツ特許商標庁に備える登録簿への当該標章の登録出願がなされており、かつ、その標章の同登録簿への登録がされていたと同一の効力を有する。

(2) (1)に規定する効力は、標章の国際登録が第 113 条から第 115 条までに基づき保護を拒絶された場合は、生じなかったものとみなされる。

第 113 条 絶対的拒絶理由についての審査

(1) 標章の国際登録は、国内登録出願がされている標章と同じ方法により、第 37 条に基づく絶対的拒絶理由について審査される。第 37 条(2)は適用しない。

(2) 出願の拒絶(第 37 条(1))は、保護の拒絶に置き替えられる。

第 114 条 国際登録商標の異議申立

(1) 国際登録においては、登録の公告(第 41 条)は、世界知的財産権機関の国際事務局が発行する公報における公告に置き替えられる。

(2) 国際登録に保護を与えることに対して異議申立をすることができる期間(第 42 条(1))は、国際登録の公告を含んでいる公報の発行月として表示された月の翌月の 1 日から始まる。

(3) 登録の取消(第 43 条(2))は、保護の拒絶に置き替えられる。

第 115 条 保護の撤回

(1) 商標の取消(第 49 条)又は絶対的拒絶理由に基づく無効(第 50 条)若しくは先の権利に基づく無効(第 51 条)の申請は、国際登録された商標の保護の取消を求める請求により取って代わられる。

(2) 第 49 条(1)に準拠する保護の取消請求が不使用を理由として提出されている場合は、商標に対する異議申立が可能でなくなる日は、次に掲げる日に置き替えられる。

1. 保護延長の手続が完了した日、又は
2. マドリッド協定第 5 条(2)に規定された期間が満了した日。ただし、その日までに、保護の付与に関する通知も保護の仮拒絶に関する通知も、世界知的財産権機関の国際事務局によって受領されていなかったことを条件とする。

第 116 条 国際登録商標に基づく異議申立及び国際登録商標に基づく無効宣言申請

(1) 国際登録商標に基づき登録商標に対する異議申立が提出される場合、第 115 条(2)に規定する日の 1 が商標に対する異議申立が可能でなくなった日に置き替えられることを条件として、第 43 条(1)が適用する。

(2) 国際登録商標に基づき登録商標の無効宣言申請が第 51 条に準拠して提出される場合、第 115 条(2)に規定する日の 1 が商標に対する異議申立が可能でなくなった日に置き替えられることを条件として、第 53 条(5)が適用する。

第 117 条 不使用に基因する請求の除外

国際登録商標の侵害を理由として第 14 条及び第 18 条から第 19c 条までにいう請求が主張される場合、第 115 条(2)に規定する日の 1 が商標に対する異議申立が可能でなくなった日に置き替えられることを条件として、第 25 条が適用する。

第 118 条 国際登録の移転に対する同意

ドイツ特許商標庁は、国際登録の移転の場合は、ドイツ特許商標庁に備える登録簿に国際登

録商標の新所有者について当該標章の登録がなされているか否かに関係なく，マドリッド協定第9条の2(1)に基づき必要とされる同意を世界知的財産権機関の国際事務局に与える。

第2章 マドリッド協定に関する議定書に基づく標章の保護

第119条 本法の規定の適用, 言語

(1) 本法の各規定は、標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する1989年6月27日のマドリッド議定書(標章に関するマドリッド協定に関する議定書)に基づく商標の国際登録であってドイツ特許商標庁の仲介を通じて行われるもの又はその保護がドイツ連邦共和国の領域に及ぶものに適用する。ただし、本章又は標章に関するマドリッド協定に関する議定書に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(2) すべての出願、国際登録の手続におけるその他の通信並びに商品及びサービスの一覧は、出願人の選択によりフランス語又は英語により提出する。

第120条 国際登録出願

(1) 登録簿への記載を求める出願が行われている商標又は既に登録簿に記載されている商標に係る標章に関するマドリッド協定に関する議定書第3条に基づく国際登録出願は、ドイツ特許商標庁に提出する。登録簿に記載されている商標を基礎とする国際登録が行われる場合は、当該商標の登録前にその出願を提出することができる。

(2) 登録簿に記載されている商標を基礎として国際登録が行われるべき場合において商標の登録簿への記載前に国際登録出願が提出されたときは、国際登録出願は、商標の登録の日に受領したものとみなされる。

(3) 商品及びサービスの一覧は、類に区分して出願と共に提出するものとし、かつ、商品及びサービスの国際分類の順序で提出しなければならない。

第121条 手数料

(1) 国際登録が、標章に関するマドリッド協定及び標章に関するマドリッド協定に関する議定書に基づき、登録簿に登録された商標を基礎として行われるべき場合において国際登録出願が商標の登録簿への記載前に提出されたときは、特許費用法に基づく国際登録に係る国内手数料は、登録の日に納付期日が到来する。

(2) 特許費用法に基づく国際登録に係る国内費用は、納付期日が到来してから1月以内に納付しなければならない、この期日は、特許費用法第3条(1)又は(1)に基づいて決定する。

第122条 ファイルへの記入, 登録簿への登録

(1) 登録出願を基礎として国際登録がされた場合は、国際登録の日付及び番号が出願に係る標章のファイルに記入される。

(2) 登録商標を基礎としてされた国際登録の日付及び番号は、登録簿に登録される。登録出願を基礎として国際登録がされている場合であって、その出願が登録に至った場合にも、第1文は適用される。

第123条 保護のその後の地域拡張

(1) 標章に関するマドリッド協定に関する議定書第3条の3(2)に基づき国際登録された商標の保護のその後の拡張に係る請求は、ドイツ特許商標庁に提出することができる。保護のその後の拡張が登録簿に登録された商標を基礎として行われるべき場合においてその請求が商

標の登録前に既に提出されているときは、その請求は、登録の日に受領したものとみなされる。

(2) 登録簿に記載されている商標を基礎とする保護のその後の拡張は、標章に関するマドリッド協定及び標章に関するマドリッド協定に関する議定書の双方に基づいて行うことができる。

(3) 特許費用法に基づく保護のその後の拡張に係る国内手数料は、納付期日から1月以内に納付する(特許費用法第3条(1))。

第124条 マドリッド協定に基づく標章の国際登録の効力に関する規定の準用

第112条から第117条までは、第112条から第117条までにいうマドリッド協定の規定がマドリッド協定に関する議定書の対応する規定に置き換えられることを条件として、マドリッド協定に関する議定書第3条の3に基づきドイツ連邦共和国の領域に保護が拡張された標章の国際登録に準用する。

第125条 国際登録の変更

(1) マドリッド協定に関する議定書第6条(4)に基づき取り消された標章の変更についての同議定書第9条の5に基づく出願が、国際登録簿から標章が取り消された日の後3月の期間の満了前に必要な事項と共に、ドイツ特許商標庁に提出されかつ受理された場合は、同議定書第3条(4)に基づくこの標章の国際登録の日又は同議定書第3条の3(2)に基づく地域拡張の登録の日、国際登録について主張された優先権があれば、その優先権と共に、第6条(2)にいう先順位の決定についての決め手となる。

(2) 請求を行う者は、国際登録簿における関係国際登録の取消前にその国際登録による保護がドイツ連邦共和国において与えられていた標章及び商品又はサービスを明らかにした、世界的財産権機関の国際事務局の証明書を提出しなければならない。

(3) これに加え、請求を行う者は、登録が求められている商品又はサービスの一覧の翻訳文を提出しなければならない。

(4) 変更の請求は、その他のすべての点で標章の登録出願として扱われる。ただし、国際登録簿における標章の取消の日に、マドリッド協定に関する議定書第5条(2)に基づく保護の拒絶の期間が既に満了していた場合であって、保護の拒絶又はその後の保護の取消に関する手続がその日に係属していない場合は、標章は、事前の審査をすることなく第41条に基づき直接登録される。第2文に基づく標章の登録に対しては、異議申立をすることはできない。

第3章 EU商標

第125b条 本法の規定の適用

本法の規定は、2009年2月26日のEU商標規則(EC) No 207/2009(規則(EU) 2015/2424による改正版)に基づき登録された商標に適用するものとし、次の1.及び2.の場合には直接的に適用し、かつ、3.から6.までの場合には準用する。

1. 第9条(相対的拒絶理由)の適用上、先の優先権を伴って出願又は登録されたEU商標は、本法に基づき先の優先権を伴って出願又は登録された商標と同様に取り扱われる。ただし、第9条(1)3.に準拠する国家領域における名声が、EU商標規則第9条(2)(c)に準拠するEUにおける名声に置き替えられることを条件とする。
2. EU商標規則第9条から第11条までに準拠する請求に加えて、登録EU商標権者は、賠償(第14条(7)及び(8))、取消及び回収(第18条)、情報(第19条)、提出及び検査(第19a条)、賠償請求の確保(第19b条)並びに判決の公告(第19c条)についての請求を為す権限を有する。
3. 登録EU商標に基づく請求が本法に準拠して登録された後の優先権を伴う商標の使用に対して主張される場合は、第21条(1)を準用する。
4. 登録商標に対する異議申立(第42条)が先の優先権を伴う登録EU商標を根拠とする場合、第43条(1)を準用する。ただし、第26条に準拠する先の優先権を伴う商標の使用が、EU商標規則第18条に準拠する先の優先権を伴うEU商標の使用に置き替えられることを条件とする。
5. 登録商標の取消又は無効宣言の申請(第53条(1))が、先の優先権を伴う登録EU商標を根拠とする場合は、
 - a) 第51条(2)第1文を準用し
 - b) 第53条(6)を準用するが、第26条に準拠する先の優先権を伴う商標の使用が、EU商標規則第18条に準拠するEU商標の使用に置き替えられることを条件とする。
6. 輸入及び輸出に関する差押の申請は、本法に準拠して登録された商標権者と同一の方法で、提出することができる。第146条から第149条までを準用する。

第125c条 後の商標無効の決定

(1) ドイツ特許商標庁の登録簿に登録された商標の優先権が、EU商標規則第39条又は第40条に準拠して出願又は登録されたEU商標に関して主張された場合及びドイツ特許商標庁の登録簿に登録された当該商標が第47条(6)に準拠する存続期間の非延長又は第48条(1)に準拠する放棄に基因して取り消された場合には、取消又は無効に基因する当該商標の無効は、請求により、後に確立することができる。この場合、優先権は効力を有さない。

(2) 無効宣言は、失効又は無効の宣言と同一の条件で確立される。ただし、第49条(1)に準拠する取消に基因する商標の無効は、同条項に準拠する取消宣言の条件が、存続期間の不更新又は放棄に基因する商標の取消の時点で、既に満たされていた場合にのみ確立することができる。

(3) 無効手続は、登録商標の取消及び無効の手続に適用可能な規定によって規律される。ただし、その商標の取消又は抹消は無効宣言と置き替えられることを条件とする。

第 125d 条 EU 商標の変更

(1) 出願又は登録された EU 商標の変更の請求が EU 商標規則第 139 条(3)に準拠してドイツ特許商標庁へ送付された場合、ドイツ特許費用法に基づく変更手続に係る手数料及び分類手数料は、ドイツ特許商標庁による変更請求の受領時に納期が到来する。

(2) 変更請求が、未だ EU 商標として登録されていない商標に関するものである場合、その変更請求は、ドイツ特許商標庁の登録簿における登録商標出願と同様に扱われるが、第 33 条(1)に準拠する提出日が、EU 商標規則第 32 条に準拠する EU 商標の提出日又は EU 商標について主張されている優先日に置き替えられる場合に限る。EU 商標規則第 39 条に準拠してドイツ特許商標庁の登録簿に登録された商標の優先権が EU 商標出願について主張されていた場合には、当該優先日は第 1 文に準拠する当該日に置き替えられる。

(3) 変更請求が、既に EU 商標として登録されている商標に関するものである場合、ドイツ特許商標庁は、更に審査せずに、その元の優先権を維持したまま、直ちにその商標を第 41 条(1)に準拠して登録簿に記入する。その登録に対して異議申立を提出することはできない。

(4) その他の点に関しては、商標出願に関する本法の規定を変更請求に適用する。

第 125e 条 EU 商標裁判所, EU 商標訴訟

(1) EU 商標規則に準拠する EU 商標裁判所が EU 商標規則第 123 条(1) (EU 商標訴訟)にいう管轄権を有するすべての訴訟については、地方裁判所は訴訟金額に拘らず、第 1 審の専属管轄権を有する。

(2) 第 2 審の EU 商標裁判所は、第 1 審の EU 商標裁判所が所在する管轄区域内の高等地方裁判所とする。

(3) 州政府は、法定命令により、複数の EU 商標裁判所の管轄区域に係わる EU 商標訴訟をそれらの裁判所の 1 に割り当てる権限を有する。州政府は、法定命令により、その権限を州の法務省に委任することができる。

(4) 州は、取決により、1 の州の EU 商標裁判所に課せられた職務の全部又は一部を、他の州の権限のある EU 商標裁判所に委任することができる。

(5) 第 140 条(3)及び第 142 条は、EU 商標裁判所における手続に準用する。

第 125f 条 委員会への通知

連邦法務省は、第 1 審及び第 2 審の EU 商標裁判所並びにそれらの数、名称又は土地管轄についてのあらゆる変更を欧州 EU 委員会に通知しなければならない。

第 125g 条 EU 商標裁判所の地方管轄

ドイツの EU 商標裁判所が EU 商標規則第 125 条に準拠して国際的管轄権を有する場合、それらの裁判所の地方管轄は、ドイツ特許商標庁に提出された商標出願又はドイツ特許商標庁の登録簿に登録された商標に関係する場合に適用可能な規則により、準用して規律される。その後管轄が確立できない場合、原告の管轄地の裁判所が、地方管轄を有する。

第 125h 条 破産手続

(1) 破産裁判所は、出願又は登録された EU 商標が破産財産の中に含まれることを知った場合には、EU 知的財産庁に対し、次の事項を直接的に請求する、

1. 破産手続の開始及び未だ記録されていない場合は、処分の禁止
 2. EU 登録商標又は EU 商標出願の放棄又は現金化
 3. 破産手続の却下、及び
 4. 破産手続の取消(ただし、債務者の監督に関しては、その監督が完了した後のみ)及び一切の処分の禁止の取消
- (2) EU 登録商標簿又はファイルへの記録は、破産管財人が請求することもできる。自己財産管理(破産法第 270 条)に関しては、財産管理人が破産管財人に代わって行動する。

第 125i 条 執行条項の発動

ドイツ連邦特許裁判所は、EU 商標規則第 110 条(2)第 3 文に準拠する執行命令を付与する権限を有する。執行命令は、ドイツ連邦特許裁判所の事務官によって発せられる。

第7部 原産地表示

第1章 原産地表示の保護

第126条 原産地表示として保護される名称、表示又は記号

(1) 本法の適用上、原産地表示とは、商品又はサービスの原産地を特定するために取引上使用される場所、地域、地方又は国の名称及びその他の表示若しくは記号をいう。

(2) (1)の適用上、一般的性質の名称、表示又は記号は、原産地表示として保護することができない。(1)にいう原産地表示を含むか又はそのような表示に由来するが、その本来の意味を失い、商品若しくはサービスの名称として又は商品若しくはサービスの種類、内容、型その他の特性若しくは特徴の指示若しくは表示として使用されるものは、一般的性質の表示とみなされる。

第127条 保護の範囲

(1) 原産地表示は、原産地を異にする商品又はサービスについての当該名称、表示又は記号の使用がそれら商品又はサービスの原産地について誤認させる虞を必然的に伴う場合は、当該原産地表示によって指定される場所、地域、地方又は国に由来しない商品又はサービスについて取引上使用することができない。

(2) 原産地表示を付した商品又はサービスが特別な特性又は特別な品質を示すものである場合は、その原産地の商品又はサービスについて当該原産地表示を取引上使用することは、その商品又はサービスが当該特性又は品質を有しているときにのみ認められる。

(3) 原産地表示が特別な名声を得ている場合は、原産地について誤認させる虞がないときであっても、原産地を異にする商品又はサービスについての使用が、そのような原産地表示の名声若しくは識別性を不正かつ不当に利用し又は係る名声若しくは識別性を害する虞のあるものであるときは、このような異なった原産地の商品又はサービスについて取引上そのような原産地表示を使用することは認められない。

(4) (1)から(3)までは、保護されている原産地表示と類似する名称、表示又は記号が使用される場合又は原産地表示が付加して使用される場合にも、適用される。ただし、次の場合に限る。

1. (1)にいう場合は、逸脱又は付加に拘らず、原産地について誤認させる虞があるとき、又は
2. (3)にいう場合は、逸脱又は付加に拘らず、その使用が原産地表示の名声又は識別性を不正に利用し又は害する虞のあるとき

第128条 侵害を理由とする権利

(1) 第127条に違反して名称、表示又は記号を業として使用する者は、反復の虞が存在することを条件として、不正競争防止法第8条(3)に基づき差止命令に係る権利を主張する権利を有する者による主張の対象となる。その権利は、違反の虞がある場合にも存在する。第18条、第19条及び第19a条を適用する。

(2) 故意又は過失で第127条に違反して行動した者は、当該違反により被った損害について原産地表示の権利者に賠償を支払う責を負う。賠償額を査定する際には、当該権利侵害によ

り侵害者が得た利益も考慮に入れる。第 19b 条を適用する。

(3) 第 14 条(7)及び第 19d 条を適用する。

第 129 条 出訴期限

第 128 条に基づく請求は、第 20 条に基づく出訴期限法の適用を受ける。

第2章 規則(EU)No. 1151/2012に基づく地理的表示及び原産地表示の保護

第130条 ドイツ特許商標庁に対する手続；国内における異議申立

(1) 登録申請であって、地理的表示又は原産地表示を、農産物及び食糧の品質規制に関する、2012年11月21日付け欧州議会及び理事会規則(EU)No. 1151/2012の第11条に関する現行条文に定められている、地理的表示及び原産地表示に関する登録簿に登録を求めるものは、ドイツ特許商標庁に提出される。

(2) 本章に定められている手続については、ドイツ特許商標庁に設けられている商標部門が権限を有する。

(3) ドイツ特許商標庁は申請審査の一部として、意見であって、食糧及び農業担当連邦省、該当する州で関連を有する省及び利害関係を有する公共機関並びに利害関係を有する団体及び産業機関によって出されるものを取得しなければならない。

(4) ドイツ特許商標庁は登録申請を公告する。正当な権益を有する者又はドイツ連邦共和国の領域内に営業所を有している又は居住している者は、それが公告されてから2月の期間内に、ドイツ特許商標庁に対しその申請に対する異議申し立てをすることができる。

(5) 申請が規則(EU)No. 1151/2012に記載されている要件及びその実施規則に記載されている要件を満たしている場合は、ドイツ特許商標庁は決定をもって、その申請を承認する。上記要件を満たしていない場合は、申請は、決定をもって拒絶される。ドイツ特許商標庁は承認する旨の決定を公告する。(4)に従って公告された情報に重大な変更があった場合には、それは承認の決定と共に公告される。登録申請人及び適時に異議申立をした者に対しては、第1文及び第2文による決定について通知する。

(6) 申請が規則(EU)No. 1151/2012及びその実施規則の要件を満たしている旨の法律的根拠がある場合には、ドイツ特許商標庁は申請人に対しその旨を通知し、申請書及び所用の書類を連邦司法消費者保護省に送付する。上記に加え、ドイツ特許商標庁は承認決定に係る明細書の文言も公告する。連邦司法消費者保護省は、所要の書類を添えてその申請書を欧州委員会に送付する。

(7) 明細書が欧州委員会との登録手続の間に補正されていた場合には、ドイツ特許商標庁は登録の基礎とされた明細書を公告しなければならない。

第131条 関係国間での異議申立手続

(1) 欧州委員会が維持管理する原産地表示及び地理的表示に関する登録簿に新たに登録出願された地理的表示又は原産地表示に対する、規則(EU)No. 1151/2012第51条(1)第2項による異議申立は、EU公報の公告から2月以内に、規則(EU)No. 1151/2012の第50条(2)に従ってドイツ特許商標庁に提出しなければならない。

(2) 異議申立手数料の納付期限は、特許費用法第53条(1)第1文による。異議申立期間及び異議申立手数料の回復は認められない。

第132条 明細の補正申請、取下げ手続

(1) 規則(EU)No. 1151/2012の第53条(2)第1文の規定による、地理的表示又は原産地表示に関する明細の補正申請に対しては、第130条及び第131条を適用する。

(2) 規則(EU)No. 1151/2012の第54条(1)の規定による、地理的表示又は原産地表示の抹消申

請に対しては、第 130 条及び第 131 条を適用する。

第 133 条 上訴

本章の規定によりドイツ特許商標庁が下した決定に関しては、連邦特許裁判所及び連邦司法裁判所へ上訴をすることができる。第 130 条(5)第 1 文による決定に対する上訴は、登録申請に対して期限内に異議申立をした者又は第 130 条(5)第 4 文の変更された情報による決定の公告により、その正当な権利に影響を受ける者がすることができる。さらに、連邦特許裁判所に対する上訴(第 66 条から第 82 条まで)及び連邦裁判所に対する上訴(第 83 条から第 90 条まで)に関する本法の規定を準用する。

第 134 条 監督

(1) 規則(EU)No. 1151/2012 及び同規則を実施する規定に基づき必要とされる監督、監視及び管理は、州法に基づく責任ある当局に課される。

(2) (1)の適用上、監督及び点検のために必要とされる限り、責任ある当局の職員は、農産物又は食品を生産若しくは販売する(食品及び日用品に関する法律第 3 条(1), (2))か又は EU 内において係る農産物若しくは食品を移動、輸入若しくは輸出する企業に対し、それらの営業時間又は就業時間内に次のことをすることができる。

1. 事業施設及び不動産、販売設備並びに運送手段に対して立入点検を行うこと
2. 受取書と引き換えに商品見本を採ること。関係する当事者が求める場合は、見本の一部又は見本が不可分のものである場合は、別の見本を公の印章の下に当該人に残すこと
3. 営業記録を点検し調査すること
4. 情報を要求すること

これらの権利は、公の場所、特に市場、広場、街路において又は行商人によって販売される農産物又は食品にも及ぶ。

(3) 企業の所有者又は管理者は、自己の事業施設及び不動産、販売設備並びに運送手段への立入と点検を認め、点検を適切に行うことができるような方法で点検すべき農産物又は食品を提出し又は提出させ、点検中に必要な補助を行い又は行わせ、商品見本を採ることを認め、営業記録を提出し、それらの調査を認め、その他関係の情報を提供する責を負う。

(4) 輸入及び輸出の過程において監督が行われる場合は、(2)及び(3)は、企業の所有者に代わって EU 内において農産物又は食品を運送、輸入又は輸出する者にも準用する。

(5) 情報を提供する責を負う者は、自己又は民事訴訟法第 383 条(1)1 から 3 までに規定された親族の 1 に対して行政反則法に基づく起訴又は訴訟手続の責を負わせることとなるような質問に応じて情報を与えることを拒否することができる。

(6) 規則(EU)No. 1151/2012 第 37 条(1)に基づいて行われる検証のための行為については、経費と実費を負担するための手数料が課せられる。手数料の詳細は、州法によって定められる。

第 135 条 侵害を理由とする権利

(1) 不正競争防止法第 8 条(3)に基づく権利を主張することができる者は、業として規則(EU)No. 1151/2012 に違反する行為をする者に対して、反復の虞があることを条件として、差止命令を請求することができる。初めての違反行為が切迫して行われる虞がある場合にも

請求できる。第 18 条，第 19 条，第 19a 条及び第 19c 条を適用する。

(2) 第 128 条(2)及び(3)を適用する。

第 136 条 出訴期限

第 135 条に基づく請求は，第 20 条に基づく出訴期限法の適用を受ける。

第3章 EU 商標

第137条 個々の原産地表示の保護に関する詳細な規定

(1) 連邦司法消費者保護省は、経済・エネルギー担当省及び植物・農業担当省の同意を得た上で、ドイツ連邦議会の承認を受けて、原産地表示に関する細則を定める権限を付与される。

(2) 次の事項は、法律上の命令によって規定することができる。

1. 政治的又は地理的境界への言及による原産地の区域
2. 第127条(2)においては品質又はその他の特性及びこれらに関連する事情、特に、商品を製造若しくは生産する又はサービスを提供する過程若しくは方法又は使用される原材料の品質若しくはその原産地のようなその他の特性、及び
3. 原産地表示が使用される方法

これらを規定するに当たっては、原産地表示の使用において現存する公正な慣例及び風習を斟酌しなければならない。

第138条 規則(EU)No. 1151/2012の規定による申請及び異議申立手続に関するその他の規定

(1) 連邦司法消費者保護省は、ドイツ連邦議会の承認を必要とせずに、申請、異議申立、補正及び取下げ(第130条から第132条まで)に関する細則の法案を作成する権限を付与される。

(2) 連邦司法消費者保護省は、ドイツ連邦議会の同意を必要とせずに、(1)の規定による法案作成権をドイツ特許商標庁に委任することができる。

第139条 規則(EU)No. 1151/2012に基づく実施規定

(1) 連邦司法消費者保護省は、経済・エネルギー担当省及び植物・農業担当省の同意を得た上で、ドイツ連邦議会の承認を得て作成した法令に基づき、規則(EU)No. 1151/2012に基づく原産地表示及び地理的表示の保護に関する詳細を制定する権限を付与される。ただし、規則(EU)No. 1151/2012又は理事会若しくは欧州委員会による実施規則に含まれることを条件とする。第1文に基づく法令によって、特に、次の事項に関する規定を設けることができる。

1. 農産物又は食品への標記
2. 保護されている表示を使用する権利、又は
3. EU内での移動又は輸入及び輸出の監督又は検査に係る要件及び手続

第1文に基づく法律上の命令は、加盟国がそこに掲げるEU法の規定に基づいて補足規定を定める権限を有する場合にも定めることができる。

(2) 州政府は、法律上の命令により、規則(EU)No. 510/2006第11条に基づき必要な検査の実施を認可された民間検査団体に委譲し又は係る団体に検査の実施に関与させる権限を与えられる。州政府は、また、民間検査団体の認可に係る要件及び手続を法律上の命令により定めることができる。州政府は、第1文及び第2文に基づく権限の全部又は一部を法律上の命令により他の当局に委譲する権限を有する。

第 8 部 標章に関する訴訟の手続

第 140 条 標章に関する訴訟

(1) 本法の下に規制される法律関係の 1 から生じる主張が行われるすべての訴訟(標章訴訟)について、地方裁判所は、係争中の価額に関係なく、専属管轄権を有する。

(2) 州政府は、複数の地方裁判所の地域に係わる標章に関する訴訟の全部又は一部について、それら地方裁判所の内の 1 の裁判所をそのような標章に関する訴訟の管轄裁判所と指定する旨の法律上の命令を発する権限を有する。ただし、その指定が事実上の促進又は手続の迅速な終結に資する場合に限る。州政府は、この権限を州法務省に委譲することができる。更に、州は、取決めにより、州のうちの 1 の裁判所に課せられた職務の全部又は一部を他の州の管轄裁判所に委譲することができる。

(3) 本法に定められている差止め救済の請求を確保するために、仮差止めは、ドイツ民事訴訟法第 935 条及び第 940 条に定められた要件の提示及び実証がなくても発令することができる。

(4) 標章に関する訴訟に特許弁護士が関与することにより生ずる費用については、弁護士報酬に関する連邦法第 13 条に基づく最高額までの報酬及びその他の特許弁護士経費が返還される。

第 141 条 本法及び不正競争防止法に基づく請求の裁判管轄地

本法に規定する法律関係に関する請求であって、不正競争防止法の規定に基づくものは、不正競争防止法第 14 条に規定する裁判所に対して主張することを要求されない。

第 142 条 係争中の価額の縮小

(1) 本法に基づき定められる法律関係の 1 から生ずる権利が訴訟によって主張されている民事事件において、当事者が、係争中の価額の最高額に従った裁判費用が自己の財務状態を相当危うくすることを裁判所に納得させる場合は、裁判所は、当該人の請求により、裁判費用を支払うべき当該人の負担を、当該人の財務状態に適応した係争中の価額の割合に従って調整すべきことを命ずることができる。

(2) (1)に基づく命令の結果として、勝訴当事者も自己の弁護士の報酬を、係争中の価額の割合に従ってのみ支払うことを要求される。勝訴当事者はまた、裁判費用が自己に対し裁定された限りにおいて又はその費用を受け入れた限りにおいて、相手方が支払った裁判費用及びその弁護士費用を、係争中の価額の割合に従ってのみ補償するよう要求される。裁判費用以外の費用を相手方が支払うべきことが命令されている限りにおいて又は相手方が係る費用を引き受ける限りにおいて、勝訴当事者の弁護士は、相手方に割り当てられる係争中の価額の割合に従って自己の手数料を相手方から回収することができる。

(3) (1)に基づく請求は、裁判所の登録官事務所に対して行い、そこに記録されることができる。その請求は、事件の実体が審理される前に提出しなければならない。その後は、請求は、裁判所が推定又は確定した係争中の価額を後に増額する場合にのみ行うことができる。請求についての決定がなされる前には、相手方に対する聴聞が行われる。

第9部 刑事罰又は罰金の規定，輸入及び輸出に関する差押

第1章 刑事罰又は罰金の規定

第143条 罰すべき標章の侵害

(1) 取引上不正に次のことをする者は，3年以下の懲役又は罰金に処せられる。

1. 第14条(2)1.又は2.に反して標章を使用すること
2. 第14条(2)3.に反して，名声を得ている商標の識別性若しくは名声を利用する又はそれらに害する意図をもって標章を使用すること
3. 第三者が，次の規定に基づき標章の使用を禁止されている限りにおいて，第14条(4)1.に反して標章を付すこと又は第14条(4)2.又は3.に反して梱包，包装又は標章媒体の販売を申し出し，市場に出し，貯蔵し，輸入し若しくは輸出すること
 - a) 第14条(2)1.又は2.，又は
 - b) 第14条(2)3.，かつ，名声を得ている標章の識別性若しくは名声を利用し又はそれらに害する意図の下に行う行為が犯されていること
4. 第15条(2)に反して表示又は標章を使用すること，又は
5. 名声を得ている取引上の表示の識別性又は名声を利用し又は害する意図をもって第15条(3)に反して表示又は標章を使用すること

(2) 違反者が商業的に又は(1)に該当する場合に当該犯罪の継続的実行の目的で編成された集団の一員として行為するとき，3月から5年までの懲役により処罰される。

(3) 未遂は罰されなければならない。

(4) (1)にいう場合は，公訴当局の判断において，刑事訴追において特別の公益上の理由から職権による介入が要求されない限り，罪は請求に基づいてのみ訴追される。

(5) 犯罪に関係する物は，押収することができる。刑法第74a条を適用する。被害者の損害賠償に関する刑事訴訟法に基づく手続(刑事訴訟法第403条から第406c条まで)において第18条にいう破棄請求が認められる場合は，押収に関する規定(刑法第74条から第74f条まで)は適用しない。

(6) 有罪判決がなされた場合，被害者が請求しかつ被害者がそのことに正当な利害関係を有する場合に，その判決は公表される。公表の範囲及び方法は，判決において決定される。

第143a条 罰すべきEU商標の侵害

(1) EU商標に関する2009年2月26日の理事会規則(EU)No.207/2009第9条§1第2文に従うEU商標権者の権利を，禁止に違反し，かつ，商標権者の同意を得ることなく又は業として，次の方法で侵害した者は，3年以下の懲役又は罰金により処罰される。

1. EU商標と同一の標章を，登録されたEU商標に係るものと同一の商品又はサービスについて使用すること
2. EU商標と同一又は類似の標章をEU商標の対象とする同一又は類似の商品又はサービスでの使用のために，公衆に対し混同を生じさせる虞(その標章と当該商標との間の連想の虞を含む)がある場合，又は
3. EU商標と同一又は類似の標章を，EU商標の登録対象であるものと類似しない商品又はサービスについて使用すること。ただし，EU商標がEU内で周知であり，かつ，正当な理由な

しに、標章が EU 商標の識別性又は名声を不当に利用し又は害する意図を以て使用されることを条件とする。

(2) 第 143 条(2)から(6)までを適用する。

第 144 条 罰するべき原産地表示の使用

(1)

1. 第 127 条(1)若しくは(2)に違反して、またそれぞれの場合に(4)に関連してこれらに違反して若しくは第 137 条(1)に基づく法律上の命令に違反して、又は

2. 第 127 条(3)に違反して、また(4)に関連してこれに違反して若しくは第 137 条(1)に基づく法律上の命令に違反して、原産地表示の名声若しくは識別性を利用するか若しくは害する意図をもって、原産地表示、名称、表示又は記号を不法に業として使用する者は、2 年以下の懲役又は罰金により処罰される。

(2) 同様に、農産物及び食品に係る品質スキームに関する 2012 年 11 月 21 日の欧州議会及び理事会規則(EU)No. 1151/2012 の第 13 条(1) (a)又は(b)に違反して、下記の行為をする者も、処罰される。

1. 業として登録名称を記載されている商品に使用すること、又は

2. 登録名称を模倣すること

(3) 未遂も処罰される。

(4) 有罪判決があった場合は、裁判所は、判決を下された者の所有に属する物品に不法に付された標記が除去されること又はそれが可能でないときは当該物品が破棄されることを確認する。

(5) 判決が下された場合において、公益上必要なときは、その有罪判決の公表を命じる。公表の範囲及び内容は、判決において決定する。

第 145 条 行政罰金に関する規定

(1) 次のものの何れかを同一の又は模倣の形態で業として不法に使用する者は、行政犯を実行したものとみなされる。

1. 第 8 条(2)6.にいう紋章、旗章その他の主権国家の表象又は国内の地方、地方自治体若しくは地方公共団体の紋章

2. 第 8 条(2)7.にいう公の証明標章又は印章

3. 第 8 条(2)8.にいう商品又はサービスに標記するための表象、印又は表示

(2) 故意又は過失により、次に掲げることの何れかをする者は何人も、行政犯を実行したものとみなされる。

1. 第 134 条(3)に違反し、(4)にも関連して、

a) 営業施設、土地、販売施設若しくは運送手段への立入又はそれらの検査を認めないこと

b) 検査を適切に実行できるようなやり方で農産物又は食品を提示しないこと

c) 検査において必要な援助を提供しないこと

d) 見本の採取を認めないこと

e) 企業文書を提出しないか若しくはその全体を提出しないか又はその文書の検査を認めないこと

f) 情報を提供しないか、正確に提供しないか又はまったく提供しないこと

2. 第 139 条(1)に基づく法律上の命令に違反して行動すること。ただし、当該命令が特定の事情について行政罰金に関するこの規定に言及している場合に限る。

(3) 行政犯は、(1)にいう場合は 2,500 ユーロ以下の行政罰金及び(2)にいう場合は 10,000 ユーロ以下の行政罰金により罰することができる。

(4) (1)にいう場合は、第 144 条(4)を適用する。

(5) 規制違反法第 36 条(1)1. の意義範囲内での行政当局は、(1)に該当する場合は、連邦司法消費者保護省である。

第 2 章 輸入及び輸出に関する商品の差押

第 146 条 標章に係る権利の侵害の場合における差押

(1) 本法によって保護されている標章又は取引上の標章が不法に付されている商品は、税関の知的財産権行使及び理事会規則(EU)No. 1383/2003 の廃止を目的とする欧州議会及び理事会規則(EU)No. 608/2013 に係る現行条文が適用されない場合において、権利侵害が明白なときは、権利所有者からの請求及び保証金の供託を条件として、その商品の輸入又は輸出の際に税関により差押える。この規定は、税関規制が行われている場合には、EU の他の同盟国並びに欧州経済領域協定のその他の締約国との取引に適用される。

(2) 税関当局は、差押を命じる場合は、処分権限を有する者及び請求人に直ちに通知する。請求人は、当該商品の出所、数量及び保管場所並びに処分権限を有する者の名称及び宛先について通知される。通信及び郵便物のプライバシー(基本法第 10 条)は、この点で制限される。請求人は当該商品を検査する機会を与えられが、そのことが商業上又は取引上の秘密を侵害することになる場合はこの限りでない。

第 147 条 没収、異議申立、差押商品の解放

(1) 第 146 条(2)第 1 文に基づく通知の送達の遅くとも 2 週間以内に差押に対して異議が申し立てられない場合は、税関当局は、差押に係る商品の没収を命ずる。

(2) 処分権原を有する者が差押に対して異議を提起した場合は、税関当局は、これを遅滞なく申立人に通知しなければならない。申立人は、差押に係る商品について第 146 条(1)に基づく申立を維持するか否かを税関当局に対し遅滞なく宣言する必要がある。

(3) 申立人がその申立を取り下げた場合は、税関当局は遅滞なく差押を解く。申請者がその申立を維持し、かつ、差押に係る商品の没収又は処分権の制限を命じた執行可能な裁判所の決定を提出する場合は、税関当局は、必要な手段を講じなければならない。

(4) (3)にいう場合の何れもが適用されないときは、税関当局は、(2)に基づく申立人に対する通知の送達後 2 週間を経過したときに差押を解く。(3)第 2 文に規定する裁判所の決定を請求したが未だ受け取らないことを申立人が立証できる場合は、差押は更に最長 2 週間まで維持される。

第 148 条 権限、救済

(1) 第 146 条(1)に基づく申立は、地域財務局に提出しなければならないが、より短い有効期間が求められない限り、2 年間効力を有する。申立は繰り返すことができる。

(2) 申立に関連する職務上の行為の費用は、財政法第 178 条に基づき申立人に課される。

(3) 差押及び没収は、軽罪に関する法律に基づく差押及び没収についての科料手続によって認められる法的救済手段によって争うことができる。申立人は、係る再審理手続において審問を受ける。地方裁判所の決定に対しては、即時抗告が認められる。即時抗告は、高等地方裁判所によって審理される。

第 149 条 不当な差押の場合における損害

差押が最初から不当なものであることが立証された場合において、申立人が差押に係る商品について第 146 条(1)に基づく申立を維持したか又は遅滞なく宣言(第 147 条(2)第 2 文)を行

わなかったときは、申立人は、差押の結果処分権者に生じた損害を賠償する必要がある。

第 150 条 規則(EU)No. 608/2013 に基づく手続

規則(EU)No. 608/2013 の第 148 条(1)及び(2)並びに第 149 条を、その規則が別段の条件を記載していない限り、当該規則に基づく手続に準用する。

第 151 条 原産地表示に関するドイツ法に基づく手続

(1) 本法又は EU の法規に基づいて保護されている原産地表示を不法に付した商品は、規則(EU)No. 608/2013 が適用されるべき場合を除き、その輸入、輸出又は通過の際に不法な標記を除去する目的で差押の対象となるが、それは権利の侵害が明白な場合に限られる。このことは、取締が税関当局によって行われる場合に限り、EU の他の加盟国及び欧州経済領域協定の他の締約国との取引に適用される。

(2) 差押は税関当局が行う。税関当局は、不法な標記を除去するために必要な措置も命じる。

(3) 税関当局の命令に従わない場合又は除去が実行不可能な場合は、税関当局は、商品の没収を命じる。

(4) 差押及び没収は、行政犯に関する法律に基づく差押及び没収に係る行政罰金手続において認められる審判請求によって争うことができる。地方裁判所の決定に対しては、即時抗告が認められる。即時抗告に関しては、高等地域裁判所が裁定する。

第10部 経過規定

第152条 本法の適用

以下に別段の規定が置かれていない限り、本法の規定は、1995年1月1日前に出願若しくは登録され又は取引上の使用若しくは周知性により獲得された商標及び1995年1月1日前に適用される規定に基づき保護されていた取引上の表示にも適用される。

第153条 侵害に対する請求の主張の制限

(1) 1995年1月1日前に登録された商標又は使用若しくは周知性により同日前に獲得された商標若しくは取引上の表示の所有者が、その時に適用される規定に基づき、当該の商標、取引上の表示若しくは同一の標章の使用に対して権利侵害の主張をする権原を有さなかった場合は、本法の下に係る商標又は取引上の表示から生ずる権利は、当該商標、取引上の表示又は標章の継続的使用に対して主張することができない。

(2) 第21条は、1995年1月1日前に登録された商標又は同日前に使用若しくは周知性により獲得された商標若しくは取引上の表示の所有者の主張に適用する。ただし、第21条(1)及び(2)に規定される5年の期間は1995年1月1日から起算される。

第154条 対物的権利，執行，破産手続

(1) 1995年1月1日前から、商標の出願若しくは登録によって与えられた権利が対物的権利の対象となっている場合又は出願若しくは登録によって与えられた権利が執行処置の対象となっている場合は、これらの対物的権利又は処置は、第29条(2)に基づき登録簿に登録することができる。

(2) 商標の出願又は登録によって与えられる権利が破産手続に含まれている場合は、(1)を準用する。

第155条 ライセンス

第30条は、商標の出願若しくは登録により又は商標の使用若しくは周知性により与えられた権利に基づき1995年1月1日前に付与されたライセンスに適用する。ただし、ライセンスが第30条(5)の効力から利益を得るのは、権利の移転又はライセンス付与が1995年1月1日後になされた場合に限る。

第156条 絶対的拒絶理由を事由とする登録商標の取消

1995年1月1日前に、旧商標法第10条第2項(2)の規定による絶対的拒絶理由を事由とする、職権による商標取消手続が開始されていた又は前記時点の前に、当該規定による取消請求が提出されていた場合には、登録は、その標章がその時点で有効であった規定及び本法の規定の両方において保護を受けることができない場合に限り、登録は取り消される。この規定はまた、1995年1月1日以後に、1995年1月1日前に登録された商標であって、登録の取消に関する第54条の規定による手続が開始されたときにも適用する。

第157条 優先権の存在に基因する登録商標の取消

(1) 旧商標法第11条(1)1.に準拠して先に出願された商標を根拠として又は別の優先権を根

抛として 1995 年 1 月 1 日前に登録商標の取消訴訟が提起されていた場合、登録は、(2)に別段の定めがない限り、この日まで効力を有していた規定及び本法の規定の両方に基づき訴訟が許容されるときのみ、取り消される。このことは、登録商標の取消を求める第 55 条に準拠する訴訟が 1995 年 1 月 1 日後に提起されていた場合又は 1995 年 1 月 1 日前に登録された商標の取消及び無効の宣言を求める第 53 条に準拠する申請が 2020 年 5 月 1 日後に提起される場合にも適用する。

(2) 第 51 条(2)第 1 文及び第 2 文は、(1)第 1 文にいう場合には適用されない。(1)第 2 文にいう場合においては、第 51 条(2)第 1 文及び第 2 文が、5 年の制限期間は 1995 年 1 月 1 日から起算されるものとして適用される。

第 158 条 経過規定

(1) 民法導入法第 229 条第 6 節を準用するが、ただし、2002 年 1 月 1 日まで有効な版の第 20 条は 2002 年 1 月 1 日まで有効な版の失効に関する民法の規定と同等の関係に置かれる。

(2) 2009 年 10 月 1 日前に出願が提出された場合、2009 年 10 月 1 日まで適用可能な版における第 42 条(1)及び(2)が、登録に対して提起された異議申立に適用する。

(3) 2009 年 10 月 1 日から 2019 年 1 月 14 日までの間に出願が提出された場合、2019 年 1 月 14 日まで有効な第 42 条(1)及び(2)が、登録に対して提起された異議申立に適用する。

(4) 2019 年 1 月 14 日前に異議申立が提起された場合、第 42 条(3)及び(4)は適用しない。

(5) 2019 年 1 月 14 日前に提起された異議申立に関する手続において、当該異議申立が提起された対象の商標の使用が係争されている場合又はそのような異議申立において使用が係争されている場合、第 26 条及び第 43 条(1)は、当該日まで適用可能な版において継続して適用する。

(6) 第 49 条に準拠する取消を理由として登録商標の抹消申請が 2019 年 1 月 14 日前に提出されていた場合、又は取消若しくは第 51 条に準拠する優先権を理由として抹消訴訟がその日前に提起されていた場合、第 49 条(1)、第 51 条(4)(1)、第 55 条(3)及び第 26 条は、当該日まで適用可能な版において継続して適用する。

(7) 第 8 条(2)(9)から(12)までは、2019 年 1 月 14 日前にドイツ特許商標庁へ提出された出願の商標に対しては適用しない。

(8) 第 50 条(2)第 1 文は、2019 年 1 月 14 日後に提出された第 50 条(1)に準拠する申請にのみ適用する。第 50 条(1)に準拠する申請が 2019 年 1 月 14 日前に提出された場合、第 50 条(2)は、その以前の適用可能な版において適用する。

(9) 2009 年 10 月 1 日前に提出された督促状及び審判請求に対して、第 64 条及び第 66 条は、2009 年 10 月 1 日まで適用可能な版において適用する。

督促状が 1 の当事者によって提出され、かつ、審判請求が別の当事者によって提出されている多国間の手続に関しては、審判請求の提出日が当該規定の適用可能性について決め手となる。

(10) 第 102 条(4)は、2019 年 1 月 14 日前に登録された団体標章には適用しない。

第 159 条 存続期間及び更新

(1) 存続期間及びその更新に関する本法の規定(第 47 条)は、2019 年 1 月 14 日前に登録された商標に適用する。ただし、存続期間満了後の算定の適用上、第 47 条(1)が当該日まで有効

な版において継続して適用することを条件とする。

(2) 第 47 条(1)に準拠する存続期間が 2019 年 1 月 31 日後の 12 月までに満了する登録商標に関しては、2016 年 4 月 4 日のドイツ特許費用法第 13 条の版における 2001 年 12 月 13 日の同法第 3 条、第 5 条及び第 7 条は、当該日まで有効な版において継続して適用する。